合、生産、出荷又は配給の成績が著しく不良な場合等には割當の停止若しくは削減又は登錄の取消しを果斷に行う。

(六)流通を圓滑ならしめるために、登錄販賣業者に對する金融について特別の考慮を拂う。

○經活第五十七號
昭和二十二年十月十五日

生活物資局長
生産局長

商工省總務局長
繊維局長殿

産業復興公團買上潜在繊維品の處理要領

摘發又は任意供出により産業復興公團の買上げた生活潜在繊維品(衣料品及び指定繊維資材)については、經濟の復興及び國民生活の安定のため迅速な活用と公正な配分を期するため、繊維品の新配給方式の實施とも照應し、左記の要領によって處理することとする。

記

一、産業復興公團(以下公團という)は、買上の指示をうけた潜在繊維品について、その引取、保管、引渡の狀況を毎月、經濟安定本部、商工省、中央物資委員會並びに關係の地方經濟安定局、地方物資活用委員會、地方商工局、都道府縣廳に報告する。

二、經濟安定本部は右の報告に基き、新に公團の引取つたものにつき特に、リンク用及び非常災害用配給に適當する衣料品はこれを指定して備蓄させ適當の期の供給計畫の供給源に計上し、右以外の衣料品、指定繊維資材は夫夫當期又は次期の一般供給計畫の供給源に計上する。

三、公團買上の潜在繊維品については、摘發又は供出の都度これを引當とする特別割當は一切これを行わない。

四、公團は一の報告を了したものは二による備蓄

豫め一般に公告しなければならない。

八、公團は引換えた割當公文書は商工省を經由してその發行廳に提出する。

九、公團は右の取扱實務は商工省の承認をうけた登錄販賣業者にこれを代行させる。

一〇、公團の販賣價格は、新卸賣業者販賣價格(七の場合は新小賣業者販賣價格)とする。

一一、中古品又は損傷品の衣料品については、公團はそのものの所在する都道府縣知事の指示によつて困窮者用等として配給する。

指定品の外は指定繊維資材の需要者割當證明書又は衣料品の小賣業者割當證明書引換に販賣する。

公團は右の割當公文書の所持者の要求があれば保有品の一覽表をこれに示すことを要する。

五、特に必要ある場合は、商工省、商工局又は都道府縣廳は緊急なる需要者のためその既定の割當の範圍内で、公團保有品よりの買取の斡旋をすることがある。

六、商工省又は商工局は適當と認めるときは經濟安定本部の定める基準の範圍内で割當證明書の品目を公團保有品に適合する如く書換することができるものとする。

七、衣料品で特殊の種類のもの又は數量が僅少なものについては適宜取纏めて商工省の承認を受け、公團は衣料切符引換に小賣することができる。

この場合はその期日、場所、品目、數量等を

第五　家庭燃料

昭和二十二年度下半期總合家庭燃料確保對策

（昭和二十二年九月十六日閣議決定）

第一　方針

一、本年度下半期の季節的家庭燃料需要期にのぞんで逐次深刻化を豫想せられる電力事情などに對處し最低限度の家庭燃料はできるだけ適正公平にその供給を確保する强力な措置を講ずるものとする。

之がため本冬期にのぞんでの食生活確保上どうしても必要と認められる熱カロリー量の家庭燃料について薪炭、電熱、煉豆炭、瓦斯にわたつて極力合理的な總合調整割當配給を行うものとする。

二、渇水期に向つての電力供給事情と石炭不足に基づく瓦斯の供給事情とに鑑み本年度下半期における家庭燃料需要については最少限度の計畫電熱、瓦斯割當量の供給を期する事と

すると共に、極力薪炭の確實な生産出荷と、煉豆炭の緊急增産を圖つてその供給確保に遺憾なからしむることを期し特に煉豆炭は消費大都市家庭燃料供給確保上の有力な支柱たらしめるものとする。

三、薪炭の緊急增産確保に關する强力確實な態勢を整えるため、政府薪炭需給調節特別會計の運營を一層强化すると共に國有林からの薪炭の生産、供出確保に特段の現業的措置を講ずるものとする。

四、林力、輸送事情などにより薪炭の供給力には自ら限度があるのであるから薪炭は一による必需家庭燃料所要量に充當することを第一義とし薪炭の家庭燃料以外の用途配分については其の用途の緊要性の程度に應じて適宜その需要量を査定するものとするが、査定の結果著しく不都合を來す緊切な用途のものでしかも從來已むを得ず薪炭を使用して來ている關係のあるものについてはこの際できるだけ

本來的な資材物資の使用ができるように復元し又は薪炭を使用しなくてもすむように特段の措置を講ずるものとする。

五、渇水期に向うこれからの電熱の家庭用割當については各家庭に於て確實にその計畫的消費の限度がまもられるように特別の措置を講ずるものとする。

第二　要　領

一、總合的家庭燃料需給計畫及薪炭需給計畫の策定

(一)全國を八ブロックに分ち夫々ブロック別の平均的氣溫分布狀況に應じ市部、準市部、農村地帶別の燃料入手事情に即し各家庭の食生活確保上絶對的に必要と認められる總合家庭燃料配給所要量を「木炭換算」で算定。

「註」

1、東京等ブロック市部の例（五人世帶、木炭四貫俵換算）

	俵數	熱量換算カロリー
十月―三月配給所要量	九俵	三三〇、〇〇〇

2、各種燃料の木炭（一俵四貫入）との換算率

薪	五	束
煉炭	一・五	包
豆炭	一	袋
電氣	七七	KWH
瓦斯	二六	立方米

(二)これからの渇水期に向い本年度下半期電力は極度の逼迫を豫想せられるが、家庭電熱用に振向くる電力量は全國で十、十一月は各一・五億KWH、十二月―三月は各一億KWHを確保するものとする。

(三)瓦斯の家庭燃料供給量については進駐軍需要地域に關連ある場所を除き石炭窮迫のため一般家庭用配當は極度に壓縮の餘儀ない情勢にあることを前提としての數字を採用する。

(四)(二)及(三)の結論を前提とし(一)の數字に基く全國的家庭燃料所要量をまかなうため計畫的、總合的に家庭燃料用に供用せらるゝ各種燃料の全國供給總量については概ね左の數字を確保目標とする。

十月―三月目標　百萬カロリー

木炭	三三、四六七、〇〇〇俵	一、三二九、九二二	(三八・八%)
薪	二三一、四五〇、〇〇〇束	一、三五一、六〇〇〃	(三三・二%)
煉豆炭	一七、三一〇、〇〇〇包	四七九、四八五〃	(一五・一%)
電熱	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇KWH	三三一、五〇〇〃	(一〇・五%)
瓦斯	五三、〇〇〇、〇〇〇立方米	七六、三一〇〃	(二・四%)
合計		三、一六九、八一七〃	(一〇〇・〇%)

(三)薪炭の家庭燃料以外の用途配分についてはその用途の緊要性の程度に應じてその供給を確保する。

(六)煉豆炭の家庭燃料以外の用途配分についても薪炭の場合に準じて考え概ね次の確保目標數字に査定する。

煉豆炭　五〇、〇〇〇噸（總供給量の八・一%）

(七)(五)の薪炭供給量査定に伴う家庭燃料以外の緊切用途に關する善後措置は次の方途による。

1、薪炭瓦斯發生裝置貨物自動車については計畫輸送と嚴密に連絡した計畫的消費を行はせる措置を講ずる一方極力薪炭の政府供出量を增大せしめて乘合自動車及び貨物自動車用の需要の充足を計る。

2、石灰窒素製造については炭素源所要無煙炭の確保增配を計り、できるだけ速かに木炭の使用を廢止するものとする。

「註」石灰窒素製造用木炭代替無煙炭所要量年七五、〇〇〇噸

3、製塩用薪の使用については當面原則として專賣製塩設備及び製炭裝置を併置せる自給製塩裝置の中薪の計畫的入手の比較的容易な地域に設置せられたものに限るものとし、尙できるだけ速に製塩用薪の使用を廢止せしむることを目途とし特にこの十一―十二月にかけ食糧用塩の集中的大量輸入を懇請する。

「註」二十一年度製塩用薪使用推定量

（薪總生産量の約三〇%）

4、當分保續の止むを得ない木炭瓦斯發生裝置代燃自動車についてはできるだけ速かに薪瓦斯發生裝置に切替えさせると共に新規の木炭瓦斯發生裝置の取付は乘用車について已むを得ない場合を除き之を認めないものとする。

二、家庭燃料の總合調整割當方法

(一)電熱の割當

1、專ら薪炭の輸送節減に資すると共に貴重な計畫的家庭電熱供給量を最も合理的に活用することを目途とし家庭用電熱は原則として九州を除く薪炭移入消費都府縣內の市制施行地について重點的使用割當を行うものとする。

尙九州を除くその他の道縣內の市制施行地についても第二次的はできるだけ家庭用電熱の使用割當を行うものとする。

2、配電設備の關係上電熱の計畫的供給の可能な從量制需要世帶に限つて家庭用電熱の供給を行うものとし定額世帶に對しては家庭用電熱の使用を認めないものとする。

3、電熱用電力量の割當は世帶人員數に應じて各世帶毎に割當てるものとするが一世帶に於ける電熱器總容量は原則として一、二KWを超え得ないものとする。

(二)瓦斯設備世帶の取扱

1、瓦斯のフルタイム、供給世帶については

は原則として薪炭、煉豆炭、電熱の割當は行はないものとする。

2、その他の瓦斯設備世帶については計畫的瓦斯供給の不たしかな見透し事情に應じ適宜その不安定な供給事情を織込んだ他の燃料との總合調整割當を行うものとする。

(三)煉、豆炭の割當

1、專ら薪炭の輸送節減に資することを目途とし先づ主要薪炭移入都府縣所在の煉豆炭工場の重點的操業を期し當該都府縣內でその集中的割當配給を行うものとする。

2、各世帶に對する煉、豆炭の割當については集中偏倚を避け極力薪炭の割當との間に適當な釣合いを保つように之を行うものとする。

(四)薪炭の割當

1、比較的計畫的確保の容易な(一)―(三)に依る割當量を合計しても尙まかない得ない家庭燃料必需量に付て薪炭を以てその割當配給を引受けさせるものとする。

2、木炭と薪の各世帶に對する割當配給については何れが一方に集中偏倚することを避けその間適當な釣合いを保つようにこれを行うものとする。

(五)(一)の1に依り電熱の總合割當を重點的に實施する地域のうち六大都府縣について(一)―(四)の適用の結論を平均的に例示すれば次の通りである。

都府縣名	市名	薪炭、加工炭（木炭換算）	電氣（木炭換算）	ガス	計
東京	東京都一圓	五・六俵	三・四俵		九・〇俵

標準（五人家族）一世帶當平均量

神奈川	市部一圓	〃	七・二	六・五	五・六	六・二	六・五	一・八	二・五	三・四	二・八	二・五	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇
愛知	〃	〃															
京都	〃	〃															
大阪	〃	〃															
兵庫	〃	〃															

(六)(一)の1により電熱の總合割當を實施する地域に於ては夫々各世帶別の電熱、瓦斯の計畫供給量を見込み各世帶の類別的燃料入手事情とその構成人員に應じて相互代替融通を前提とし、薪炭、煉豆炭の本年度下半期配給割當數量を決定の上各世帶に通知するものとする。

三、供給の確保

(一)薪炭の生産、供出確保

1、薪炭生産者の主食加配の確保が薪炭增産供出確保上のかなめであるから速かに加配量の復元を圖り且現物確保については中央の指示により特定して現物を確實適期に配給せしむる特別の措置を講ずるものとする。

2、薪炭生産供出手帳制の確實な活用を實施し結びつけ、地下足袋、纖維製品、塩、酒、煙草などの供出リンク物資の特配と供出成績特に優良な生産者に對し日用品、纖維製品などの供出報奨特配を實施するものとする。

3、薪炭生産移出縣に於ては當該縣の希望に應じ驛頭政府買上を實施すると共に縣内各段階地域別政府買上を併せ行い當該縣内では生産者價格、消費者價格間の較差が縮減するような措置を講ずるものとする。

4、營林署機構の活用に依り國有林官行製

炭の計畫量の增大とその早期繰上實施を圖ると共に國有林製薪炭用立木拂下計畫量の增大とその計畫的な生産、供出の確保に遺漏なからしむる措置を講じ且この方法で計畫的に確保せられた生産薪炭については極力その薪炭移入消費都府縣えの移入を圖るものとする。

「註」國有林關係本年度下半期政府供出計畫量

木　炭　六〇、〇〇〇噸

(イ)官行製薪炭

薪　三六、〇〇〇層積石

(ロ)立木拂下に依る薪炭政府供出計畫量

木　炭　一二六、〇〇〇噸

薪　七、六八五、〇〇〇層積石

(イ)(ロ)合計

木　炭　二八六、〇〇〇噸

薪　七、七二二、〇〇〇層積石

5、政府薪炭需給調節特別會計の證券發行の制度を創設し特別會計の薪炭買入資金の調達とその迅速な支拂いに便せしめるものとする。

6、輸送、產業用途などに向けられる大量の自家用製薪炭は寧ろ全體として薪炭の生産、供出を阻害する弊害が多いから新しい企畫に基く許可申請に對しては當該都道府縣知事は之を許可しないのを原則とし嚮來のものについては之をできるだけ當該都道府縣營のかたちに引きなおすなど嚴重な指導監督を行い適正な原木價格、勞賃などの維持を擔保しつゝその生産を確保するような措置を講ずるものとする。

(二)煉豆炭の供給確保

1、各月九—十二月　四〇、〇〇〇噸、一—三月　三五、〇〇〇噸程度の配炭量確保を目途とし極力内地產原料無煙炭の適期割當を確保すると共にその現物化を圖るも

のとする。
尙無煙炭の出元在貨を早急に一掃する措置を講じ極力配炭量の増加を圖る。
2、亞炭コークス類の確保を圖り原料無煙炭の補充代替にあてる措置を講ずる。
3、煉豆炭工場の操業餘力がまだ殘されているからなお此の際原料無煙炭の確保に努力する。
「註」煉豆炭工場煉豆炭製造能力
月　一五〇、〇〇〇噸
4、原料無煙炭の配炭量と嚴密にリンクした各工場からの計畫的出荷の迅速な確保を圖る。
5、此の際工場自治檢査の改善强化を圖り製品の工場名標示を勵行せしめると共に粗惡品出荷工場に對しては原料無煙炭割當を中止する措置をとる。
(三)電熱割當の確保規正
1、各世帶に割當てられた家庭用電熱については極力各世帶の時差使用を勸奬指導する。
2、割當電力量を超過使用した場合の超過使用電力量に對しては高率の禁正的特別料金を賦課することとし徵收した特別料金は配電會社から國庫に納付せしめる措置を講ずる。
3、電熱使用を認めない世帶に對しては計量器及制限器の取付、巡回査察などによりその違反使用を防ぐ强力な措置を講ずるものとし之がため計器の緊急增産を圖る。
四、薪炭輸送對策
(一)十一月以降の一般的輸送輻輳期に備え急速に山元中間工場、驛港頭の薪炭在滯貨特に主要出荷支線驛背後の滯貨の一掃のため小運送、大運送を一貫する增送の期間運動を展開し今冬の需要季節に間に合うように薪炭の移入都府縣增送を圖るものとする。

(二)東京その他の九消費地域の今冬の需要季節に備え輸送輻輳期前に生産地からの薪炭輸送を活潑に實施し相當量の薪炭貯備量を確保して置く。
(三)小運送及鐵道、機帆船の薪炭輸送證明制度の强化徹底を圖ると共に薪炭の小運送計畫輸送に對しガソリンその他の自動車燃料及タイヤのリンク配給制を實施する。
(四)特に奥地生産薪炭の輸送を促進するため、政府薪炭特別會計に專用トラックの緊急增强を圖る。
(五)小運送自動車、馬車公定運賃の嚴格な勵行を期し得るよう强力な取締り監督上の措置を講ずる。
五、取締り對策
(一)薪炭關係
1、木炭檢査員の再訓練を實施し特に重量不足木炭の檢査不合格勵行に力めさせると共に薪の形量不足物についても木炭事務所は供出受入れの際嚴重な檢査を勵行するものとする。
2、特に瓦斯用木炭其の他大口業務用木炭の計畫外、消費防止に取締りの重點を指向するものとしこれがため頻繁に自動車運輸業者其の他大口消費者の在庫調査などを實施するものとする。
3、輸送證明制度の嚴格な勵行を期し各チエツクポイントに於て證明のない薪炭輸送に付て嚴重な監視摘發を行う物とする
4、木炭檢査員をして木炭事務所地方駐在官と連絡の上生産檢査數量と政府供出數量との間にさやのある原因をつきとめしめると共にその不正摘發を積極的ならしめ特に出荷機關の横流し摘發に力めしめるものとする。
5、消費都市、業務用大口消費者など及協力費などの名目の下に出荷機關などに交付する金圓は計畫出荷を混亂せしめ且薪

炭の公定價格秩序を紊すものであるから嚴重にこれを自肅中止せしめる措置を講ずる。

(二)電熱關係
三の(三)2及3參照

○經活第七七號
昭和二十二年十一月十八日

經濟安定本部 第一副長官
第二副長官
第三副長官
殿

昭和二十二年度下半期總合家庭燃料確保對策に關する件

この件については十月七日附經本第八〇四號をもつて、應急措置に關する通牒をいたしておいたから、各關係廳においては既に夫々具體的實施方策を進められつつあるものと認められるが、この程別紙(一)の通りに其筋との打合せも完了したので、左記御了知の上、本對策の實施上並にこれが實効の確保につき、遺憾のないよう更に格段の措置相成たく命によつて通牒する。

記

一、さきに通牒せる對策案と今回決定せる對策とは要旨は變らないが、一部削除又は——線の通り變更したこと。

二、變更せる箇所は主として瓦斯用薪炭及びガソリン等の輸入懇請に關する事項である。これらは本對策中に明示することを避けたが、瓦斯用薪炭については家庭用の絶對必要量を確保したる上に薪炭の供出量が增加した場合は、家庭用の增配とにらみ合せて割當量を極力增加するよう考慮するものとし、又ガソリン等の輸入懇請に關しては本對策中に明示せずと雖も目下其筋に懇請中なること。(別紙二(參照)

三、本對策中第二要領一、(一)—(四)並に二、(一)—(五)に關連する總合家庭燃料配給所要量並に

配當基準量の各都道府縣別細分は別紙(第1表)及び(第2表)の通りなること。

四、第二要領一、(二)及び二、(一)にもとづく電熱の配當計畫並に一、(三)及び二、(二)にもとづく瓦斯の配當計畫は別紙(第3及び第4表)の通りなること。

五、六大消費都府縣市部における世帶員數別燃料種別、期別、類別總合配當基準量は別紙(第5—11表)の通りなること。

六、三十五は本對策にもとづく算定基準を示したるものであるから、特別の支障のない限り本計畫により實施するものとするも、地方の實情により本計畫の範圍内において變更するを可とする向あるときは、豫め當方に打合せの上之を實施すること。

七、第二要領三、(一)1、2等に關しては薪炭及び加工炭の生産供出に對するリンク制實施要領(別紙)三(參照)により遺憾なきよう措置せられたきこと。

八、第二要領二、(六)にもとづく各世帶に對する配給割當の通知は六大消費都府縣市部においてはなるべく早急に別紙四による樣式による樣式により家庭用燃料通帳制の實施を圖るものとし六大消費都府縣以外の道縣においては必要に應じ右通帳制を準用するものとすること。

(なお右通帳製作用の用紙は農林省においてすでに確保しあるにつき關係都府縣をして所要量を算定提出せしめられた上速かに農林省に連絡せられたきこと)

九、以上の外本對策中の薪炭の輸送、取締り對策或は煉豆炭用原料無煙炭の確保、薪炭の國有林生産緊急措置其の他の重要事項に關しては關係各廳において既に實施中のものはもとより、今後措置を要するものについては早急具體的にこれが實施の方途を講ぜられると共に、その實施狀況を逐次當方に通報連絡せられたきこと。

薪炭煉豆炭の確保に關する緊急具體措置

（昭和二十二年十一月二十五日閣議了解）

嚴寒期をまのあたりひかえ電力事情などの愈々急迫しつゝ來た事態に對處し消費都市方面の家庭燃料としての最低必需量は需要期に間に合うやう此の際できるだけ薪炭、煉豆炭でこれを確保することを目途とし輸送力の優先充當と統制實行の合理化などに依り緊急にできるだけ大量の消費都市家庭配給用の薪炭、煉豆炭の供給確保を圖ることとする。

第一　計畫輸送の强化

一、運輸省は木炭について十二月一月を限り鐵道、船舶、小運送力の許す限り輸送力を總動員し消費都市方面への計畫優先輸送を實施すること。

これがため運輸省は十二月、一月の鐵道輸送計畫については中央要請通りの配車計畫をくむこととし、特に札、仙、名、廣鐵管内についてはその實現方につき現地に特別な指令を發すると共に札、仙鐵管内貨車の增加を圖り、各支線輸送力の增强に具體策を講ずるなどその管外向け木炭發送の計畫通りの實現に遺漏のないよう特段の措置を講ずること。

十二月、一月に於ける薪の消費都市向け鐵道輸送の確保方についても運輸省は極力木炭の場合に準じた手配を行うこと。

「註」十二月、一月に於ける現地の薪炭生産、在貨狀況見込に應じた各鐵道局別薪炭輸送配車中央要請數字は概ね左の通りである。

	十二月	一月
札鐵	木炭 二四・〇	二七・六
	薪炭 一二・五	二五・〇
仙鐵	木炭 三七・七	四〇・三
	薪炭 三九・〇	五六・〇
名鐵	木炭 二五・八	二九・九
	薪炭 四〇・六	四六・七

大鐵	木炭	一二・八	二〇・五
	薪炭	四二・三	四八・六
廣鐵	木炭	一五・八	一八・三
	薪炭	四四・五	四五・〇
新鐵	木炭	二二・九	二六・三
	薪炭	一九・七	二五・六
東鐵	木炭	一七・三	二〇・一
	薪炭	四六・〇	五二・九
四鐵	木炭	四・三	五・〇
	薪炭	六・九	七・五
門鐵	木炭	一五・八	一九・〇
	薪炭	一二・七	一三・七
合計	木炭	一七三・四	二〇七・〇
	薪炭	二六四・二	三二一・〇

—單位千貨車廻—

二、農林省は運輸省の海運轉移の方針に極力同調することとしこれがため貨車航送の輸送の狀況に照し北海道、四國、九州方面からの移出薪炭についてはもより港にその集積を圖ると共に東北方面からの移出薪炭についてもできるだけ、もより港への集積を圖ること。

三、運輸省は十二月、一月を限り二に依つて港頭に集積せられた薪炭の海上輸送につき中央要請通りの配船を實施することとし特に釧路港、久慈港、宮古港、土崎港、酒田港の集積木炭を早急に一掃するため特段の措置を講ずること。

四、農林省及運輸省は緊密に連繫の上十二月、一月に於ける驛、港頭背後の薪炭運送の計畫的確保に强力な現場的措置を講ずるものとし特にこれがため必要なガソリン、瓦斯用薪炭の確保、省營トラック施設の增强などに特別な措置を講ずると共に農林省は產地道縣廳の强力な現場的協力を得る爲供出出荷督勵に要する旅費、特別小出賃等の支出の措置を講ずること。

「註」ガソリン所要量見込

十二月

	輸送量	所要量
木炭	三、六二〇千俵	三二五奸

一月

	輸送量	所要量
木炭	三、六九四千俵	三二三好
薪	一一、五〇〇千束	四四二

五、運輸省は十二月、一月を限り山口、北九州方面からの煉豆炭用原料無煙炭の中央要請輸送計畫の實現を優先的に考慮することとし、これがため必要な海、陸輸送手段の確保に特段の措置を講ずること。

第二　薪炭統制方式とその實行の合理化

一、現下の輸送情勢に鑑み薪炭移出各道縣に於ては地元需要は極力薪でこれをまかない、木炭は極力これを管外に移出する強力な方針を樹立し確實にこれを實行すること。

これがため現に一新生産縣に於て薪炭配給統制規則を遊用し管内の木炭需給統制を實質的に抛棄しているようなやり方は即刻これをとりやめ中央の要請する木炭管外移出計畫數字の實行に遺漏のない姿勢を再整備すること。

二、現下の鐵道輸送力に照し薪について一部の生産移出道縣に於ては移出向薪の滯貨甚しく多量な異常的狀態に陷りつゝある實情に應じ右鐵道輸送力の增强せらるゝまでの臨時的措置として當該道縣の申出に應じ農林省は管外に移出せらるゝ薪を除きその道縣内の薪の需給調整のやり方につき輸送事情に適合した機宜の措置を講ずること。但しこの場合當該道縣は農林省に對し次のことを約束すること。

(一)政府薪炭需給調節特別會計の管外移出薪買出動を何等妨ける措置をとらないこと。

(二)家庭用以外に供用せらるゝ一定量を以上の産業用交通用などの薪の入手については切符制を布くなどの方途に依り一定の枠の範圍内でこれを實行せしむること。

薪の自給自足線についても前項に準じた措置をとること。

三、柴薪については、特にその貨車輸送が政府薪炭の輸送を妨けている事實があるから關係機關において柴薪の貨車輸送を抑制調整し、更に必要に應じて强力な方途を講ずること。

四、十二月、一月を限り薪炭消費都府縣に於ては家庭用以外に供用せらるゝ薪炭の需要について極力壓縮を加うるものとすること。

尙經濟安定本部の承認を受け農林省の指示してある用途別薪炭消費割當については各都道府縣は嚴格にこれをまもること。

五、政府薪炭需給調節特別會計の資金線を合理化すると共に日本銀行の同會計に對する資金援助をより積極的ならしめ同會計の買上薪炭に對する支拂をこの際特に敏活ならしめること。

第三　煉、豆炭の重點的確保

一、商工省は十二月、一月に於ける緊急事態に鑑み六大都市所在煉、豆炭工場に對する作業用送電の確保につき專用線の設置など緊急措置を講ずること。

二、農林省は煉、豆炭の品質を規格通りに確保するためメーカーのマーク標示制度を勵行せしめ劣惡品出荷工場に對しては原料無煙炭配炭停止の措置を講ずること。

第四　補充措置

一、經濟安定本部は十二月、一月を限り家庭用瓦斯の增加捻出を圖るため極力その原料石炭の配炭增加に力めること。

薪炭及び加工炭の生産供出に對するリンク制實施要領

（昭和二十二年十一月十八日經本第一、第二、第三副長官より關係各省次官宛通牒）

本年度下半期における家庭燃料を確保する必要があるのに鑑み、薪炭及び加工炭の生産、供出の增强を圖るため、その施策の一環としてさきに決定されたリンク制の擴大及び計畫化に關する措置が

要綱に則り各生産者に對し計畫的にその供出とリンクした必要物資の配給を行うものとする。

一、リンク物資は左の場合にこれを配給する。

1、薪炭、加工炭生産者がその生産にかゝる薪炭又は加工炭につき一定基準量を政府に供出又は配給業者に賣渡したとき。

2、薪炭主要生産縣の薪炭生産者が昭和二十二年十月乃至十二月間において政府の定める縣外移出計畫に基き移出したとき

3、木炭生産者が昭和二十二年十二月末日迄に炭窯を構築したとき。

二、リンク物資の種類、確保目標及び配給基準は左の通りとする。

1、リンク物資の種類及び確保目標

區分		主要食糧	作業衣袴	作業手袋	鹽	酒	煙草
							地下足袋（ゴム長深靴を含む）
木炭	供出	一、二四〇、〇〇〇 噸	五〇六、〇〇〇 着	三〇四、〇〇〇 双	四、五六〇 噸	七八〇 石	三、八〇〇、〇〇〇 本
	移出	一〇六、八三五 石	七、二〇〇	一三〇、〇〇〇			三〇、〇〇〇 足
	築窯	—	二、〇三〇				
普通薪	供出	三五、八四〇、六〇〇 尺積石	一三八、〇〇〇	八六〇	一、二九三	六、〇六一、五〇〇	二、八四三
	移出	九八四、六七二	六、八〇〇	一四、〇〇〇			

年十月乃至十二月間において政府の定める縣外移出計畫に基き移出したとき

3、木炭生産者が昭和二十二年十二月末日迄に炭窯を構築したとき。

二、リンク物資の種類、確保目標及び配給基準は左の通りとする。

1、リンク物資の種類及び確保目標

瓦斯用薪	二五、六四二 噸	七九七	—	—	—
加工炭	四八、九〇〇	一、三八七	—	三、五〇〇	—
計	一四七、三四九	四〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八、五〇〇	三九五、三	六、七三五	二九、二〇八、〇〇〇	三三、八四三

「註一」地下足袋（ゴム長、深靴を含む）については下半期の配當數量を指示するものとする。

2 リンク配給基準

(1) 供出の場合

薪炭、加工炭生産者が昭和二十二年度下半期においては薪炭又は加工炭を供出したときは左の基準により左のリンク物資を配給する。

此の場合瓦斯用薪炭加工炭については左の基準により當該工場勞務者の成績に應じリンク物資を配給しなければならないものとする。

イ、薪炭（瓦斯用薪を含む）

リンク物資	木炭	普通薪	瓦斯用薪	備考
主食糧	一俵につき保有米のないもの 一、七合 保有米のあるもの 一、二合	一五束につき保有米のないもの 一、七合 保有米のあるもの 一、二合	三〇〇瓩につき 一、二合	

鹽	五〇俵につき二〇〇瓦	八〇〇束につき二〇〇瓦	九噸につき一〇〇瓦
酒	〃 三合	〃 三合	
煙草	五〇俵 一五本	八〇〇束につき一五本	
作業手袋	一五〇俵につき一双	二五〇〇束につき一双	四五噸につき一双
作業夜袴	三〇〇俵につき一着	五〇〇〇束につき一着	

ロ、加工炭

加工炭についてはこの1に掲げる品目及び數量の範圍内において農林大臣の定める基準により配給する。

(2)移出の場合

薪炭主要移出縣(註二)の各縣に對し昭和二十二年十月乃至十二月間の薪炭移出實績に應じて左の基準によりこの1の移出に對する數量を配當する。

區分	十月—十二月間移出計畫數量	作業衣又は袴	作業手袋	地下足袋
木炭	一〇六、八二五噸	移出數量一〇〇俵につき一着	移出數量一二〇俵につき一双	移出數量二五〇俵につき一足
普通薪	九八四、六八一尺積石	〃 二〇〇束につき二點	〃 三〇〇束につき二双	〃 五〇〇〇束につき一足

右の場合各縣知事はその配當數量につき、農林大臣の承認を受けて定める方法により、昭和二十二年十月乃至十二月間の薪炭供出成績優良者に對し配給する。

備考 地下足袋については「註二」Aに掲げる縣に限り配當する。

「註二」 A 岩手、福島、栃木、山梨、長野、岐阜、島根、岡山、德島、高知、熊本、大分、宮崎、鹿兒島の一四縣

B 北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、福井、和歌山、鳥取、愛媛の一道九縣

(3)築窯の場合

木炭生産者が昭和二十二年十二月末日迄に炭窯を構築したときは左のリンク物資を配給する。但し主要食糧については十月末日迄は全國とし、十一月乃至十二月間は水害縣に限るものとする。

リンク物資	基準量	備考
主要食糧	五〇俵標準窯一基につき三五升	一窯の出炭俵數に對し一俵につき 〇、七合の割
甲上げ酒	〃 一升	〇、二合の割

三、薪炭生産供出登錄制の實施により、登錄を受けた生産者に對して、薪炭手帳又は薪炭生産登錄簿を交付し手帳記載の供出實績に應じリンク物資を配給する。

四、薪炭主要生産縣（北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、山梨、長野、岐阜、島根、岡山、愛媛、高知、大分、宮崎、鹿兒島の一道一七縣）に對しては特にリンク用主要食糧の現物確保のために、中央の指示により薪炭用食糧として現物を特定する特別の措置を講ずる。

五、リンク物資の種類及び數量は本要領により定めたものの外、更に增加することに努めるものとする。

右の場合などにおいて、都道府縣知事は農林大臣の承認を受け地方事情に應じ、本要領の配給基準に適當な變更を加えて實施することが出來るものとする。

六、この要領によるリンク物資を適期に確實に配給するため、これが配給及び輸送につき「リンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱の三」の各項によりそれぞれ措置する外、同要綱の四による委員會を活用する。

○經活第二十一號

昭和二十三年二月三日

經濟安定本部生活物資局長

林野局長官殿

供米リンク用木炭配給に關する件

右の件については、客年九月二十九日附經活第四六號を以て通牒濟のところ、新潟、富山兩縣の供米完了農家世帶に對し他縣との均衡上更に木炭一俵分を追加し、薪又は煉炭を以て左記により代替配給するやう格別の措置を煩はしたい。

記

一、配給對象

昭和二十二年產米につき農林大臣の定める期限內において當該各縣知事が定める期日迄に供出責任數量の供出を完遂した農家。

二、特配基準

縣名	薪	煉炭	計（木炭換算）
新潟	四八八、五六五束（木炭換算九七、七二三俵）	一、三五〇、瓩（木炭換算四五、〇〇〇俵）	一四二、七一三俵
富山	一五〇、〇〇〇束（木炭換算三〇、〇〇〇俵）	一、〇五〇瓩（木炭換算三五、〇〇〇俵）	六五、〇〇〇俵
計	木炭換算一二七、七一三俵	木炭換算八〇、〇〇〇俵	二〇七、七一三俵

三、追加割當數量

供米完遂農家世帶に對し標準薪五束、又は煉炭一、五包（三〇瓩）

四、配給期日

追加分に限り三月以降四月末日迄に配給を完了すること。

案外說明

1、煉炭

一、三月無煙炭追加配當として、新潟縣一、二〇〇噸、富山縣八〇〇噸、計二、〇〇〇噸の配當を行ふ。

2、薪

左の計畫により縣外より移入する。

（単位屯鉄石）

移入県	月別	移出県									摘要
		秋田	福島	群馬	長野	鳥取	計				
新潟	3月	10.000	9.000	3.000			22.000				
	4月	9.000	8.000	3.000			20.000				
	計	19.000	17.000	6.000	2.000	5.000	42.000	7.000			未炭105.000俵分
富山	3月				2.000	3.000	5.000				
	4月				2.000	3.000	5.000				
	計				4.000	8.000	12.000	木炭	30.000	俵分	

第六　勞務者向配給

○經本第七八四號

昭和二十二年十月一日

經濟安定本部　第一副長官
　　第二副長官
　　第三副長官

各省次官殿

勞務用物資の割當及び配給の手續に關する件

經濟緊急對策に基づく流通秩序確立對策要綱中において改めて總合的な生活物資の需給計畫を策定するとともにその重要な一部である勞務者用配當についてはリンク制の擴大などをしてこれを計畫的に行うことが決定され又配給手續に關しても內閣訓令第三號指定配給物資配給手續規程の改正實施を見たので、これに基き勞務者用に對する割當及び配給手續に關しては左により取扱はれたい。

尙地方關係廳に對する本件の周知徹底方につき遺憾なきを期せられたい。

右令に依り通牒する。

左

一、經濟安定本部は主要な勞務用物資につき割當及び配給手續に關する基本方策及び基本計畫を主要な消費部門である業種及び職種別について定めて、その物資の配給に關し權限を有する中央主務官廳（中央割當廳という。以下同じ）に對してこれを指示する。

その業種の區分は指定生產資材割當產業區分表に準じて物資毎に適宜合理的にこれを定める。

必要ある場合は、經濟安定本部において主要な業種別及び職種別配當計畫の外地域別配當計畫を定めることがある。

經濟安定本部は右計畫の決定に當り原則として勞務用物資對策中央協議會に諮り又は報告する。勞務用物資對策中央協議會に於ては右の外

勞務用物資に關する一般的な要請及び調査を行うものとする。

二、中央割當廳は、經濟安定本部の定める基本方策及び基本計畫に基いて配當の實施計畫を定める。又必要に應じ中央割當廳は、その定める配給に關し權限ある地方行政廳（地方割當廳という以下同じ）に對し一定の基準を示して中央割當廳の定める方策及び計畫の範圍內に於て細業種別、細職種別、地域別又は事業場別の配當計畫を定めさせることが出來る。

三、中央割當廳は、直接に受配者に對する最終の割當を行う場合又はその定める基準に從つて地方割當廳をして受配者に對する最終の割當を行わさせる場合における受配者の種類別受配數量又はその基準につき經濟安定本部の承認を受けることを要する、勞務加配用主要食糧その他特に必要あるものについては、經濟安定本部は、直接に右基準を定めることがある。

四、經濟安定本部は、一の勞務用物資の配當基本計畫及び三の受配數量又はその基準を勞働關係中央廳に通知する。

勞働關係中央廳はこれを勞働關係地方廳に通知する。

五、中央割當廳が、地方割當廳に對し基準を示して細業種別、事業場別の配當計畫を定めさせる場合は地方割當廳は、豫めリンク制適用業種、石炭鑛業、農林畜水產業及び船員を除く一般工場、事業場（以下一般工場、事業場という）の勞務者に關しては關係勞働基準局、リンク制適用業種の勞務者に關してはその產業關係地方廳石炭鑛業勞務者に關しては地方商工局、船員に關しては地方海運局、農林畜水產業關係勞務者に關しでは農林畜水產業關係地方廳等關係廳の要請を受けこれと協議して立案しその業種に付て他に關係地方廳のある時はこれと打合わせて決定する、地方割當廳は現に地方勞働基準局に設置せられている勞務用物資對策地方協議會を活用するなど各關係方面の意見を聽くものとする。

六、購入券、購入通帳等の配當割當公文書の交付については中央割當廳の定める經路によつて行はれるが中央割當廳又は地方割當廳は、關係廳と打合せの上市、區、町、村の外別に定めるところにより一般工場事業場の勞務者に關しては勞働基準監督署、石炭鑛業勞務者に關しては地方商工業關係廳、船員に關しては地方海運局關係廳等をしてこれを行はしめることができるものとする。

七、各省その他經濟安定本部外部よりの經濟安定本部に對する勞務用物資の割當要請書は、經濟安定本部生活物資局に提出する外勞働局に提出するものとする。

リンク物資及びその他の勞務用物資であつて農林畜水產業勞務者用、石炭鑛業勞務者用、船員用に充てられるものについては、前項中勞働局とあるは、それぞれ當該產業の擔當局とする。

追而參考のため「勞務用物資の割當及び配給に關する經本部內事務處理要領」を同封する。

勞務用物資の割當及び配給に關する經本部內事務處理要領

（昭和二十二年十月一日閣議決定）

一、勞務用物資の需要業種別割當及び配給の基本計畫及び基本方策は、生活物資の需給基本計畫及び配給に關する基本方策の重要な一部として經本生活物資局と勞働局と協議して立案し生產局、動力局、運輸局、その他の關係局と打合わせてこれを決定するものとする。

二、經本內に於ける勞務用物資に關する需要の要請は、これを勞働局において速かに整理調整して、生活物資局に對し行うものとする。

リンク物資及びその他の勞務用物資であつて、農林畜水產業勞務者用、石炭鑛業勞務者用、船員用に充てられるものについては、前項中勞働局とあるは、それぞれ當該產業の擔當局とする。

第二項の場合においても、その需要の要請につき勞働局に對し速かに緊密な連絡をするものとする。

三、勞務用物資の割當及び配給に關する基本方策及び基本計畫に關する事項は、生活物資局及び勞働局において經本内における勞務用物資對策中央協議會に諮り又は報告する。但し緊急處理を要する場合並びにリンク物資及び農林畜水産業勞務者用に充てられるものについてはこれによらないことがある。

勞務用物資對策中央協議會においては、右の外勞務用物資に關する一般的な要請及び調査に關する事項を取り扱わさせるものとする。

右に伴つて右協議會の構成及び運營について必要な調整をするものとする。

四、各省その他經本外部よりの勞務用物資の割當に關する要請書は、生活物資局に提出せしめる外、勞働局に提出せしめるものとする。

リンク物資及びその他の勞務用物資であつて農林畜水産業勞務者用石炭鑛業勞務者用、船員用に充てられるものについては、前項中勞働局とあるは、それぞれ當該産業の擔當局とする。

備考

一、勞務用物資の割當及び配給に關する基本計畫及び基本方策が決定した場合その物資の主務廳に對する經本の指示は生活物資局において行い、勞働局その他の關係局は、生活物資局と共にそれぞれ勞働主務廳又は關係産業役務の主務廳に通知するものとする。

二、この件に關する昭和二十二年九月十九日經本幹部會の基本方針の決定とこの事務處理要領に基き經本第一、第二、第三副長官連名により各省に對し勞務用物資の割當及び配給の手續に關する依命通牒をすること。

重要鐵鋼工場に對する勞務加配米の直配制實施の件

（昭和二十二年六月十二日閣議決定）

現在の經濟危機突破の爲には鐵鋼の增産は緊急不可缺のものであるが、今回連合軍總司令部の好意により製鋼用重油の輸入も實現されたので、特に緊急を要する重要鋼種については重點的に工場を特定して其の增産を期することとなつた。依つてこれ等工場（十五工場）に對しては勞務加配米の絶對確保を圖るため、現在の府縣よりの配給ルートを變更し炭鑛及び肥料工場と同樣政府の直配制度による配給を實施することとする。

○經活第一六號

昭和二十二年七月二十八日

經濟安定本部生活物資局長

農林省食糧管理局長官殿

九州山口地區火力發電所用主要食糧確保措置

政府直配による八月分勞務加配數量を左記の通り決定したから遺憾のないよう實施せられたい。

九州及山口地區火力發電用

二六七名　七月分（八九石を含む）

○經本第六七八號

昭和二十二年九月四日

經濟安定本部總務長官

農林大臣殿

硫化鑛山に對する勞務加配確保措置に關する件

この件について、九月二日閣議報告の通り、左記

により取扱うことと致し、その實施につき遺憾のないよう期せられたい。

一、硫化鑛山に對する勞務加配については、現行加配量により數量及び現物を中央の指示により特定して、地方食糧營團をして最優先に配給せしめる。

二、前項の現物の確保については、食糧事務所、道府縣及び地方食糧營團が協議して、政府所有食糧又は地方食糧營團所有食糧の中から、現地の實情に應じて、これを特定するものとする。

○經活第八十八號

昭和二十二年十二月三日

經濟安定本部生活物資局長

食糧管理局長官殿

發電所緊急復舊工事用勞務加配主食に關する件

左記發電所の緊急復舊工事用の勞務加配主食を貴省その他關係省と御打合せの上左記により配給することに決定したから遺憾のないよう至急措置せられ度い。

記

一、緊急復舊工事從事勞務者（以下單に勞務者という。）に對して主食を加配する發電所及び一月末迄に配給する主食の總量は現行勞務加配量（十一月分の賣却指令のあつた分を除く）を含め左の範圍においてこれを行ふ。

鶴見發電所	五七石
尼崎第一發電所	二二石
尼崎第二發電所	二二石
佐久發電所	二三石
御嶽發電所	一〇石
計	一三四石

二、右加配米の配給は當該府縣の農林省食糧事務所より直接これを配給する。

三、農林省食糧事務所は各發電所の勞務者の職種（勞働の輕重）及び年令を記載した名簿及び工

實施豫定書（工事實施豫定始期及び終期及び工事推捗豫定書）を日本發送電株式會社及び勞働者の雇主をして地方勞働基準局及び地方商工局の認證を得た上提出せしめ、第一項の總量を稼働日一日につき概ね平均に配給出來るよう地方商工局、及び地方勞働基準局の意見を尊重し勞務者の稼働日數、勤怠狀況、工事の進捗度に應じて一日一人當配當量を加減する等の操作をするものとし、尚加配券はこれを勞務者宛て發給すること。

四、前項の場合、當該發電所勞務者の雇入、退職等の事由の發生した時は、勞働基準局に於て速に之を確認した上直に食糧事務所に報告するものとする。

五、勞務者は毎月十五日迄に前月分の受配狀況を勞働基準監督署を經由して食糧事務所に報告すると同時に寫を配給所に送付すること。

六、右緊急復舊工事は緊急に實施を要するものであるので、各關係省は直ちに右措置の急速實施を期するものとするが差し當り一ケ月分を超えない期間内の必要分はこれを日本發送電株式會社及び勞務者の雇主を通じて勞務者に賣却することとし、日本發送電株式會社及び勞務者の雇主が連名で職種（勞働の輕重）年令、稼働豫定日數を記載した勞務者名簿を調整し、勞働基準局及び地方商工局の認證を受けたものに都道府縣知事が審査の上檢印したものを以て加配券とし、これと引換えに食糧事務所より政府倉庫その他適宜の場所渡しで賣却する。

○一月出炭確保用炭鑛勞務者特別報奨物資配給に關する件

（改正昭和二十三年二月一日經活第三十五號）

一月中における炭鑛勞務者の休日返上その他による增産に應えるために、炭鑛勞務者に對する既定の勞務配給以外に、臨時左記により特別報奨物資

を配給しようとする。

記

(一)配給物資　食用油、煙草、キヤラメル（但しキヤラメルは未成年者に限る。）及び砂糖

(二)配給對象　次に定める標準に適合した炭鑛に所屬し、(三)に定らる日數を稼働した勞務者。

(イ)當該炭鑛における一月の作業日數が、二十六日以上であること。

(ロ)一月の商工局指示生産目標を完遂すること。但し、火災、落盤その他止むを得ない事情により、商工局指示生産目標を完遂することができなかつた場合において地方商工局を通じ石炭廳長官に對しその認定を申請し、その認可を受けた場合は、例外的に商工局指示生産目標を完遂したものと見なす。

(三)配給基準

(A)坑內夫

(イ)採炭、掘進夫

(a)二一日以上稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	五合	四〇本　六箱
(b)一八日―二〇日稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	三合	二〇本　四箱
(c)七日以下					

(ロ)仕繰運搬夫

(a)二二日以上稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	五合	四〇本　六箱
(b)一八日―二一日稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	三合	二〇本　四箱
(c)一七日以下					

(ハ)その他（現場係員を含む）

(a)二三日以上稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	五合	四〇本　六箱
(b)一八日―二二日稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	三合	二〇本　四箱
(c)一七日以下					

(B)坑外夫（現場係員を含む）

(a)二五日以上稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	三合	二〇本　四箱
(b)二〇日―二四日稼働した場合	食用油	煙草	キヤラメル	二合	一〇本　二箱
(c)一九日以下				〇	〇　〇

(C)右の外、作業日數二十八日以上で、且つ(二)の(ロ)の標準に適合した炭鑛において、二十二日以上稼働した採炭掘進仕繰、運搬夫及び二十四日以上稼働したその他の坑內夫（現場係員を含む）に對して砂糖二斤、二十六日以上稼働した坑外夫に對して砂糖一斤を(A)及び(B)の外に配給する。尙稼働日が二十八日に滿たない炭鑛に於ても、昭和二十二年度出炭政府目標の各炭鑛別一月出炭割當量に對し五%以上の出炭增の成績をあげた場合には、當該炭坑勞働者に對し左の基準で砂糖の特別配給をする。

坑內夫　一人當　一斤（六〇〇瓦ノ程度

坑外夫　〃　〇、五斤（三〇〇瓦ノ程度

(註)

(1)稼働日數は、一定の規定時間を完全就業した日數とする。

(2)常盤炭鑛、三池炭鑛及び端島炭鑛は、坑內の報償規準日數を三日に限り下げることができる。

(四)右による最大所要量

（標準適合鑛山を全體の九〇%とし、且、坑內及び坑外夫共夫々(a)の場合を想定して計算した。）

食用油	二四〇トン
煙草	一二、二四〇千本
キヤラメル	二五一、四六〇箱
砂糖	八一トン

(五)配給方法

(イ)主務大臣は四の最大所要量の現物を鑛山の存在する道縣の卸機關迄昭和二十三年一月中

に配分し且つ配置する。

(ロ)地方商工局は、昭和二十三年二月五日迄に、各所管鑛山が(一)に定める標準に適合した鑛山名を、その鑛山を管轄する道縣知事及び當該炭鑛に通知す。

(ハ)(ロ)の通知を受けた鑛山は、出勤簿及び給與臺帳を道縣知事に提示して特配券の交付を受ける。この場合、特配券は、原則として個人を對象として發給されることを要する。

○經活第三號
昭和二十三年一月七日

經濟安定本部生活物資局長
坂田英一

石炭廳長官殿

一月出炭確保用炭鑛勞務者特別報償物資配給に關する件

首題の件に關し、別紙の通り行うことに決定したから、各地方商工局及び各炭鑛に對し、本件の趣旨徹底を計り所期の目的を達成するよう御努力願いたい。

尙別紙(ニ)の(ロ)但書により、例外的に炭鑛の標準適否の認定を行う場合においては、當局は連絡の上決定していたゞきたい。

○經活第三號
昭和二十三年一月七日

經濟安定本部生活物資局長
坂田英一

農林次官殿

一月出炭確保用炭鑛勞務者特別報償物資配給に關する件

標記の件に關し、別紙の通り行うことに決定したから左記事項留意の上、各關係地方長官に對し本件の趣旨徹底を計り、實施につき遺憾のないよう取計つていたゞきたい。

記

一、二月十四日迄に現品の配給をなし得るよう、各道縣における炭鑛勞務者數の比例按分により、食用油、砂糖及びキヤラメルを、各道縣に配分し現品の送付その他の手配を完了しおくものとする。

二、砂糖については、北海道内における配給わ、國内産糖を充當するものとし、その他の地區においては、輸入砂糖を充當するものとすること。

三、食用油の配給實施により、既定の人造バターの特配未出荷分わこれを打切ること。

四、キヤラメルについては、既定の炭鑛用キヤラメルとして準備しある分より本件に要する分を本件の目的に使用するものとすること。

○經活第三號
昭和二十三年一月七日

經濟安定本部生活物資局長
坂田英一

大藏省專賣局長官殿

一月出炭確保用炭鑛勞務者特別報償物資配給に關する件

標記の件に關し、別紙の通り行うことに決定したから、左記事項留意の上、各關係地方專賣局長に本件の趣旨徹底を計り、實施につき遺憾のないよう取計らつていたゞきい。

記

一、二月十四日迄に現品を具體的に配給し得るよう各道縣における炭鑛勞務者數の比例按分により、地方に配分し現品の送付その他の手配を完了しおくものとすること。

二、煙草は輸入煙草とすること。
三、取扱品の特殊性に鑑み、盜難その他の事故防止に萬全の措置を講ずること。

嚴寒期における鐵道貨物輸送緊急事態に對する應急措置について

（閣議決定　昭和二十三年一月十七日）

鐵道貨物の輸送力は施設、資材、勞働事情等の輸送力構成の請條件に制約されて、今や重大な段階に直面しつつあるが、特に降雪嚴寒期をむかえるに及んで、そのもろい弱性を表面化するに至つた。

長年にわたつて酷使した機關車は相ついで倒れ、又これを修理補強する技工その他雪寒中にさらされつつ作業する現場作業員の作業用物資並びに保修用資材が不充分のため、これらの作業能率は著しく阻害され、故障車の修理、構內作業等は殆んどまひの狀態に陷らんとしている。特に東北北海道の輸送狀態は重大な危機にさらされ、非常増産を强行しつつある石炭に對してすら、輸送の圓滑を期し得られず、主食、薪炭、生鮮食糧品等の生必物資の輸送も危殆に瀕し、又各種產業等は死活の關頭に立ちつつある狀態である。

このような國鐵輸送の危機狀態に對しては、根本的な對策を講じなければならないが、とりあえず當面の應急策として、これら嚴寒期の緊迫した輸送事態に對應するため、政府は急速に左の措置を講じ、以つて石炭、食糧、薪炭その他の重要物資等の計畫輸送量の確保を絕對に圖ることとする。

一、鐵道輸送について石炭、電力、主食の生產に對すると同等の取扱いをする。
二、補修用資材特に機關車貨車修理資材並びにその修繕施設の整備に必要な資材及び電力については、特段の措置を講じて所要量の入手を確保する。
三、輸送及び補修關係現場作業員に對し、必要な勞需物資の配給を確保する。
四、雪寒地帶の職員に對しては特別作業手當の增給、報奬等を行う。
五、右に要する豫算は別途これが確保をはかる。

船員食料確保に關する特別措置の件

（閣議決定　昭和二十三年一月二十一日）

船員法に定められた船員に支給すべき食料を確保するため左の特別措置を講ずる。

一、船員に對する主要食料の配給に關しては優先配給を行うとともに海上勤務の特性に鑑み米麥その他良質の主食を以て配給すること。
二、船員用味噌二五〇匁、醬油四合、その他調味料の配給を確保すること。
三、船員用副食物の配給は、量質ともに優先配給を行い、船員法所定基準を確保すること。
四、船員の食料確保のため左の措置を講ずること。
イ、中央及び地方に船員食料確保委員會を設置し、食料の確保を强力に推進する。
右委員會は、中央にあつては運輸大臣を會長とし、運輸省、農林省、大藏省、經濟安定本部及び勞資代表並に關係食料供給者代表をもつて構成せられ、地方にあつては、海運局長（又は海運監理部長）を會長とし、海運局（又は海運監理部）府縣經濟安定局及び勞資代表並に關係食料供給業者代表をもつて構成されるものとする。
ロ、食料事情により必要あるときは、船舶食料供給業者に對し產地直接買付の道を開くこと。

船舶運營會所屬船員の待遇改善に關する件

（閣議決定　昭和二十三年一月二十一日）

一、政府は、昭和二十二年十二月八日船員中央勞働委員會によつて行われた船舶運營會所屬船員の待遇改善に關する調停については左のとおり措置し、船舶運營會に對し必要なる豫算的措置を講ずる。

(イ)給與の引上については之を承認する。

(ロ)食料金については附帶費を含め平均一、五〇〇圓をもつて船員法所定の食料支給を可ならしめるため、政府は別能に定める「船員食料確保に關する特別措置の件」により强力なる措置を講ずるものとする。

二、勤勞所得稅の改善に關しては稅制體系整備の際考慮する。

稅務官署徵稅關係現場職員に對する主食の臨時特配について

昭和二十三年二月五日閣議決定

現在の徵稅不振が我國財政經濟に與える影響は甚大であるから、政府としては是非共本年度內にこれが徵收を完遂するため、凡ゆる努力を傾注して居り、このため直接徵稅の衝に當る稅務官署關係職員は、正規時間の勤務は勿論、夜間勤務をも强行して繁激な業務を處理して居る。このため食糧不足による肉體的疲勞の結果、業務能率の低下を來して居る現狀であるから此の際徵稅關係現場職員にして徹夜的勤務又は長時間に亘る繁激な業務に從事する者に對し、本年度の租稅收入確保に必要な、特に集中して繁忙な期間に限る臨時措置として、食糧の需給事情は樂觀を許さぬ際ではあるが左により最少限度の主食の臨時特配を行つて徵稅の完遂に資することゝしたい。

一、配給對象稅務署及び財務局に勤務する徵稅關係現場職員であること。

二、配給期間　昭和二十三年三月三十一日迄とする。

三、配給數量　一人一日當平均〇、七合

四、個人の受配條件　官廳の規定により徹夜的勤務又は長時間に亘る繁激な肉體的業務に從事した場合を原則とする。

五、關係稅務官署はこの主食特配に關する受配帳簿を整備し個人別受配狀況を明らかにして置くものとする。

第七　料理飲食店

料理店、飲食店等緊急對策

（昭和二十二年六月二十四日閣議一決定）

當面の緊迫した食糧需給事情に對處し國民總耐乏の姿勢をととのえる爲めの一環としてしばらく料理店、飲食店の休業を求める等の措置を講ずる。

一、料理店、飲食店、カフエー、バー、キヤバレー、飲食露店、待合、芝居茶屋等設備を設け客に飲食物を供し又は供する慣行のある營業で二に揭ぐるもの以外の一切のものに就ては此の七月一日から六ケ月間營業を休止せしめる。

二、外食券食堂、宿屋、喫茶店等に就ては新に都道府縣知事の許可營業とする。但し現に營業中のこれ等營業に就ては夫々新しい許可申請を提出せしめ之に對し許否處分の決定あるまではなお從前の通り營業することかできるものとする。

三、各官廳、會社等で、クラブ等の名目で專ら客の接待用の設備を設けておるものに就ても此の七月一日からこれを閉鎖せしめる。

四、本措置による休止、閉鎖設備の利用者はこれを取締り得ることとし違反罰則の對象とする。

五、本措置は公共の福祉保持の見地に基き新にポツダム政令を制定して之を實施する。尙右政令の有効期間はさしあたり此の七月一日から六ケ月間とし爾後その效力を延長するかどうかはそのときの情勢によつて之を決定することとする。

六、右政令の制定、改廢に關する企畫は經濟安定本部之に當りその事務は內務省より發議し農林省、厚生省、司法省に合議することとする。

「備考」

厚生省は本措置の實施に伴つて生ずる失業者對策について至急具體案を攻究するものとする。

飲食營業緊急措置令

（昭和二十二年七月一日）
（政令第百十八號）

第一條　現下の食糧事情に對處するための飲食營業の禁止及び制限は、この政令の定めるところにある。

この政令において、飲食營業とは、料理店、飲食店、其の他設備を設け客に飲食物を提供して、飲食せしめる營業（待合を含む）をいう。

第二條　何人も、昭和二十二年七月五日から同年十二月三十一日までの間は、飲食營業を營んではならない。

第三條　外食券食堂、旅館又は喫茶店その他經濟安定本部總務長官の承認を受けて主務大臣の定める營業につき、經濟安定本部總務長官の承認を受けて主務大臣の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けた者は、前條の規定にかかわらず、當該許可に係る營業を營むことができる。但し他の法令の適用を妨げない。

前項の規定による許可には條件を附することができる。

第一項の規定による許可を受け營業を營む者が、法令又は同項の規定による許可の條件に違反したときは、都道府縣知事は、一定の期間當該營業を營むことを停止し又は許可を取消すことができる。

第四條　何人も、第二條の規定又は前條第三項の規定による停止に違反して營む飲食營業について、客となり飲食の提供を受けてはならない。

第五條　官公署、會社等のクラブ、寮その他何等の名義を以てするを問わず、第二條若しくは前條の規定による禁止又は第三條第三項の規定による停止を免れる行爲をしてはならない。

第六條　第二條若しくは前條の規定又は第三條第三項の規定による停止に違反した者（前條の規定に違反して飲食物の提供を受けた者を除く）は三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

前項の罰を犯した者は、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

第七條　第四條又は第五條の規定に違反して飲食物の提供を受けた者は、一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第八條　法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に關し第六條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に對し同條の罰金刑を科する。

附　則

第九條　この政令は、公布の日から、これを施行する。

第十條　昭和二十二年五月五日前に他の法令による許可を受け、同年七月四日現に第三條第一項に規定する營業を營んでいる者は、當該營業に關しては、同年八月十五日までは、同項の規定による許可を受けたものとする。

○農林、內務、厚生省令第一號

飲食營業緊急措置令施行規則を次のように制定する。

昭和二十二年七月五日

農林大臣　平野力三
內務大臣　木村小左衞門
厚生大臣　一松定吉

飲食營業緊急措置令施行規則

第一條　飲食營業緊急措置令（以下令という。）第二條の規定により都道府縣知事の許可する營業の種類及び範圍は、次の通りとする。

一、外食券食堂　外食券食堂とは、外食券と引換に飲食物を提供する營業をいう。

二、旅館　旅館とは、一泊又は半泊定の定泊料を取り客を宿泊させ、宿泊に伴う食事を提供

する營業をいう。旅館は、外食券と引換に食事を提供しなければならない。

三、喫茶店　喫茶店とは、酒類以外の簡易な飲食物又は茶菓を提供する營業をいう。喫茶店において提供する茶菓は、正常な方法により取得した物資又はこれを原料としたものでなければならない。

四、連合國軍人軍屬、その家族又はこれに附隨する者の專用に供するキヤバレーその他の飲食營業。

第二條　令第三條の規定により許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書その營業所毎に營業所所在地を管轄する都道府縣知事に提出し、許可の申請をしなければならない。

一、本籍、住所、氏名、生年月日（法人の場合はその名稱及び所在地、代表者の住所、氏名及び定款の寫）

二、營業所の所在地

三、營業所の名稱、屋號又は商號

四、營業の種類

五、申請人の經歷の大要

六、營業計畫（一ケ月の收支見込、これに要する原材料、燃料等の入手方法、その他必要な事項前項）

第一號乃至第三號の事項に變更があつたときは、變更の日から五日以內に許可を受けた都道府縣知事に屆け出なければならない。

第三條　都道府縣知事は、その營業が國內における食糧の合理的な消費に妨げがあると認めるときは、令第三條の規定による許可をしてはならない。

第四條　令第三條の規定により營業の許可を受けた者は、店頭見易き場所に別記様式の標識をかかげなければならない。

附　則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別記様式　（略）

○經濟安定本部訓令第八號

經濟安定本部令第十五條の規定により飲食營業緊急措置令の運用につき次のように定め昭和二十二年七月五日から、これを施行した。

昭和二十二年七月七日

經濟安定本部總裁

飲食營業緊急措置令の運用に關する件

第一條　飲食營業緊急措置令（以下令という。）の施行については、農林、內務、厚生各省が共同の責任を有するものとする。

第二條　令第三條の規定により都道府縣知事の許可する營業の種類及び範圍並びに許可の基準は次の通りとする。

一　營業の種類及び範圍

1、外食券食堂　外食券食堂とは外食券と引換に飲食物を提供する營業をいう。

2、旅館　旅館とは一泊又は半泊定めの宿泊料をとり客を宿泊せしめ、宿泊に伴う食事を提供する營業をいう。旅館は外食券を引換に食事を提供しなければならない。

3、喫茶店　喫茶店とは酒類以外の簡易な飲食物又は茶菓を提供する營業をいう。喫茶店において提供する茶菓は正常な方法により取得した物資又はこれを原料としたものでなければならない。

4、連合國軍人軍屬、その家族又はこれに附隨する者の專用に供するキヤバレーその他の飲食營業

二　許可の基準

1、營業の許可件數は許可しようとする地區の狀況とその營業の必要度を考え最少限度に止めること。

2、申請に係る當該營業につき、その施設及び經營及び經營が公衆衞生上支障ないかどうかを嚴重に檢査すると共に、申請者の當

該營業についての經驗及び經歷を考慮して許否を決定すること。

3、許否を決定する場合は申請者の國籍又は人種等の如何により差別を設けてはならないこと。

4、許可すべき營業は正常な配給物資によるもの又は主要食糧の需給を妨げとならない物資により營業するものであること。

第三條　令第三條の規定により營業の許可を受けた者は、店頭見易き場所に一定様式の標識をかかげなければならない。

第四條　令附則第十條の規定による許可は昭和二十二年八月十五日までにこれを實施することを要する。

第五條　都道府縣知事が令第三條の規定によつて營業を許可したときは主務大臣に報告する外、經濟安定本部地方經濟安定局を通じ經濟安定本部總務長官に報告を提出しなければならない。

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基き飲食營業緊急措置令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月二十九日

内閣總理大臣　片山哲

○政令第三百十四號

飲食營業緊急措置令第二條中「同年十二月三十一日」を「昭和二十三年二月二十九日」に改める。

附錄

生活物資關係諸施策の回顧

——終戰後二十三年二月末迄特に經濟安定本部の强化（二二・五・一）以後に重點をおいた生活物資關係諸施策の回顧——

經本生活物資民生課
總理廳事務官　中西一郎

一、はしがき

昭和二十年八月十五日の敗戰に至るまでに既に國民經濟力は擧げて戰爭へと驅り立てられ、國民の消費生活には極度の壓縮が行われたのであり、特に昭和二十年に入るや、敗戰の様相は次第に濃くなり、勢力圈内の輸送は殆んど杜絶するし、加わる内地空襲の被害もあつて、國民の生活は全く犧牲にされたのであつた。例を主食の一人一日當基準にとると、昭和十六年四月一日から二・三合基準となつたのを更に二十年七月より二・一合に壓縮せざるを得ない狀況であつたのである。

終戰後、資源地帶の縮少、戰災による損害、更に國民各層における心理的虛脱から來る經濟、社會、政治各面における無秩序のため生産は萎縮し一般的な無氣力のうちに社會不安も亦潜在的に深刻なものがあつたと思われるが、連合軍の占領目的達成のための各般の措置特に國内治安維持及び食糧の輸入放出によつて辛じて秩序破壞の淵に臨みながら崩壞を防止し得て來たのであつた。

偖て我々は、生活物資關係經濟施策の回顧を、終戰後經濟安定本部の强化（二十二年五月一日まで）を戰後の第一期とし、最近特に經濟安定本部の强

化された後昭和二十二年十一月末迄即ち總合的施策の集中されたインフレ克服のための闘争の期間を第二期とし、この期間について特に精細に述べたいと思う。

本論に入る前に、連合軍の占領政策が敗戰日本の國民生活について如何なる基本的態度を持しているかを概略把握しておきたい。被占領の現段階において我國は何よりも先に占領軍の基本方針を、知つておく必要があるから。

敗戰直後の九月二十二日の指令第三號は、虛脫狀態の日本産業に活を入れるための重要な項目として、日本政府の執るべき經濟統制についての指針を示し、その第二項「經濟統制」においては「a 日本帝國政府ハ賃銀及主要商品ノ價格ニ付確固タル統制ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ」「b 日本帝國政府ハ供給不足ノ主要商品の公正ナル分配ヲ保證スル爲此等ノ商品ノ嚴重ナ割當ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ責フ」とし、第三項「生産」においては「a 日本帝國政府ハ工業、農業及漁業生産品を含む一切の主要消費者商品並ニ右ノ如キ主要消費者貨物ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直チニ最大限度迄生産スル樣刺戟シ及奬勵スベシ。原料、燃料施設及勞働ノ割當ニ當リテハ住民ノ食、衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位ヲ與ヘラルベシ」としたが、この指令はその後連合軍側に於てしばしば引用される重要指令である。この指令の目的は昭和二十年九月二十六日發表された同指令の說明で明にされたように、「生活必需物資の確保について、一般民衆が、富有者と全く平等なる機會を持つことを確保することにあり」且つ「この統制は手段として考えられるのであり統制のための統制ではない。」

更に二十年十月九日「必需物資ノ輸入ニ關スル覺書」により日本に對しては、國民の最低生活程度の維持に必要な物資であつて且つそのものが日本において國內物資の最大限の活用の措置を講じても確保し得ない事實を明白且つ完全に實證し、他方輸入品についての支拂の條件を充せば輸入が

許容されるものとし、輸入許容のための條件が明にされた。

この場合の最低生活程度とは二十年十一月十五日賠償委員ボーレー氏の東京における聲明によつて、日本が侵略したどの國の水準よりも高からざる程度においてのものであることを忘れてはならないが、他方この覺書によつて、窮乏經濟に明るい見透が與えられたことを銘記する必要がある。連合軍側からは右の如き一般原則のほか、更に日本管理上深い考慮が個別的にも拂われておるのであつて、二十年十月十六日には、占領軍返還物資が困窮と飢餓との緩和を第一順位として配分されるべきこと、又二十年十二月八日には、政府は救濟機關の確立、現物給與等による貧困者の生活援護對策について指令があり、都市の困窮に對しては、二十一年一月八日附覺書により十萬以上の都市えの移動制限が指令され、都市人口膨脹による食糧窮迫化の防止措置が講ぜられることとなり、三月九日の都會地轉入抑制緊急措置令の公布となつた如くであつた。

以上連合軍の民生安定上の考え方の基本は明かとなつたと思うので本論に進みたい。

二、終戰後（二十年八月十五日）迄の回顧

政府は慘憺たる敗戰日本經濟の恢復方策として昭和二十一年二月十七日に總合經濟對策を講じたのであるがそれに先立ち先づ、二月九日公布施行の食糧緊急措置令による供米强權發動體制の準備、三月十六日の金融緊急措置令、三月十六日の水産物統制令の公布施行、七月二十一日の青果物統制令の公布施行を行い、更に同年二月一日における農地調整法改正法律による第一次改革を經て同年十一月二十二日公布施行の農地調整法改正法律、同十二月二十九日施行の自作農創設特別措置法改正法律によつて一段と强化された農地改革等の措置において、日本政府として自主的に活動を行う氣力を回復したことを示した。この間における施策をふりかえつてみると、主要食糧については二

十年産米の數十年來の凶作により且つ世界的な食糧不足が原因となつて非常な苦境に陷り、二十一年二月九日の食糧緊急措置令による強權發動措置、三月三日の昭和二十年産米買上價格を石當三百圓に引上ける等の供米の促進策等が講じられたにもかゝわらず、效果のみるべきものはなく、五月の食糧メーデーの前日には主食の買出を默認し、六月十三日には「食糧危機突破對策要領」を發表して麥、馬鈴薯の早喰、赤字搬出、國內手持食糧の平均化、供出代金の新圓拂、生必物資の農民重點配給、農業倉庫の一齊調査、都市人口の疎開、授業停止、勞務加配の縮減、高級料理店の閉鎖等の强力手段を講じた。この間において何といつても政府の配給操作に强力な支援となつたのは、四月以降十月末迄の輸入食糧五九四、二九九噸であり、これにより辛じて危機を突破して來たのである。

しかし昭和二十一年度を通觀して、國民の一日一人當消費量を算定すると配給食糧一四九七カロリーであり、昭五—九年の消費平均の二、二四五カロリーに比すると六七パーセントにしか當らぬ狀況であつたのであり食糧難は極度に惡化せるまゝ推移してきたのであつた。他の生活物資については、特に解體せる陸海軍の放出物資が二十年九月二十六日「日本陸海軍の裝備並に補給物資一切の處分に關する命令」により內務省に手交され一部の緊要部門の需要を充したにとゞまり、その他に關しては、效果的對策はなく耐乏を餘儀なくされて來たのである。然しこの間においても經濟統制上の改變等に付ての一般的な措置、例えば昭和二十一年九月三十日の國家總動員法關係法令の禁止、同十月一日公布臨時物資需給調整法の施行、同法に基づく諸規則の實施等が、國民經濟より戰時的色彩を拂拭するために講ぜられ將來の諸對策の基礎を準備しつゝあつたわけである。特に生活物資について主要な統制方式としては、昭和二十一年十二月十一日の連合軍最高司令官の指令「臨時物資需給調整法に基く統制方式に關する件」の趣旨に則り、昭和二十二年二月十日に內閣訓令第三號

指定配給物資配給手續規程の公布施行があり、新たな割當切符制の原則が樹立されたのであつた。

三、經濟安定本部强化（二十二年五月一日）後の回顧

經濟安定本部が、戰後經濟の處理の任務を荷つて二十一年八月十二日に發足し、總合的な經濟再建方策として石炭鐵鋼に重點を置いた傾斜生產方式を採用し、その實施に移つたのであつたが昭和二十二年の一月頃から漸く日本政府として國民經濟力を計畫的に維持し培養しようとする意欲が現われて來たのであつた。當時は既にインフレの進行が深刻であり、ニ・一ゼネストは危機寸前に未然に防止されはしたもののそれは未曾有の規模で展開された勞働攻勢であり、現實の生活面における困難のために發した社會不滿の爆發であつた。この樣なインフレの進行と生活の困難が、更に產業全體の極めて低い回復度と他方通貨の增發とによつて、次第にその激しさを加えつゝあつたこと特に四月以降は通貨增發率よりも物價騰貴率が上廻り、主食遲配に原因して惡性インフレの樣相を示すに至つたこと、食糧事情が既に三月頃から大都市の遲配という憂うべき有樣であつたことが、次にのべる經濟緊急對策及び流通秩序確立對策要綱その他の諸對策の決定を生んだ環境であつた。かゝる環境のもとで經濟安定本部の經濟總合企畫官廳としての機能は益々加重されるに至り、ここにおいて五月にその强化擴充が行われた。七月四日經濟白書の形において日本の窮乏經濟の實相が明らかにされたのであるが、これに前後して經濟、社會、政治各面における回復のための努力が行政面に總合的に現われたのである。

A、總合對策

生活物資の各般に亘りその基本的施策となつたものは、經濟緊急對策、流通秩序確立對策要綱及びリンク制の擴大計畫化に關する措置要綱の三であり、これが經となり緯となつて、政府の生活物資に關する諸施策の骨格を形成した。

（一）經濟緊急對策（昭和二十二年六月二十一日

閣議決定）

右のような情勢を背景にして政府が行つた第一回の施策が即ち六月十一日の經濟緊急對策であつて、經濟安定のために自力でできるだけの施策を行う決意の下に食糧、流通秩序、賃金、物價、財政金融の健全化、重點生産、勞働對策、その他の項目に亘り基本方策を明確にしたのであつた。この對策中生活物資對策としては、再建の基盤としての食糧の確保、遲配の喰いとめ及び横流れの防止を期し概略次のような措置をとることとし夫々の具體化が進められた。（具體化について特に參考となる事項は括弧内に示す）

イ、主要食糧の供出制度を民主化し他方肥料その他の生産資材の先割當による生産計畫量の概定を基として供出割當を行うこと。（後述二十二年十一月二十八日閣議決定の主要食糧の集荷及び配給制度要綱の項參照）

ロ、新麥、ばれいしよの買上價格改訂、リンク制の改善（七月一日物價廳、農林省告示第三號、七月一日物價廳告示第三百三十五號十一月一日物價廳告示第九百六十四號及び第一次食糧緊急對策）

ハ、緣故米制の創設（第一次食糧緊急對策の項參照）

ニ、鮮魚介、加工水産物その他の副食品、調味料の增配（同右）

ホ、野菜の特産地の育成、家庭菜園による自給徹底（同右）

ヘ、勞務加配の合理化（生活物資の勤勞者向特別割當及び特別配給の項參照）

ト、料理飲食店に對する措置（二十二年七月五日飲食營業緊急措置令）

チ、主食供出に對する强權發動

リ、水産物增産

ヌ、食糧輸入の懇請（二十二年十一月一日閣議決定にかゝる二十二年七月―二十三年六月間主食一九三萬トン等の懇請）

（二）流通秩序確立對策要綱（昭和二十二年七月二十八日閣議決定）

右の經濟緊急對策中の重要項目である流通秩序の確立については、闇の撲滅を通じて經濟の回復をはかり且つ實質賃金の充實のためにする物資の正規配給の增加を期するものとして、更に七月二十八日の閣議において流通秩序確立對策要綱としその具體的な細目の決定を見たのである。その要綱中生活物資關係の事項及びその具體化の狀況を摘記すると

イ、食品、油糧、酒類に配給公團を直ちに設立すること。（各配給公團は、昭和二十二年十二月九日國會通過、二十三年二月下旬逐次設立されつゝある。）

ロ、二十二年二月十日公布施行の內閣訓令第三號を改正して、更に購入者の選擇による販賣業者の登錄制を設ける。（二十二年八月十四日經濟安定本部訓令第十二號指定配給物資配給手續規程中一部改正に關する件、同年十二月二十九日油糧需給調整規則、飲用牛乳及乳製品配給規則、みそしようゆ、アミノ酸需給調整規則、罐詰需給調整規則砂糖需給調整規則等）

ハ、酒造用米、味噌、醬油用大豆など指定配給物資を原材料として割り當てる場合には指定生産資材の割當に準ずる方法を加味する。（二十二年八月十一日指定配給物資割當切符制の改善要綱）

ニ、重要物資の生産を刺戟し、その公正且つ確實な出荷、輸送を促進するため總合的なリンク制を計畫的に實施することとし、そのため生活物資の總合的な需給計畫を策定する。（二十二年十一月一日閣議決定昭和二十二年度生活物資需給計畫）

ホ、不急不要品の製造販賣の制限を强化する。（二十二年十二月十五日經濟安定本部訓令第二十三號重要資材使用制限規程）

ヘ、閣の出所を閉塞するために企業が從業員

に對して行う統制物資の現物給與、企業間の統制物資のバーター及び統制物資の自家消費を禁止する。(物價、賃金等の情勢の變化によつて、總合的對策としては未だ具體化を見ていない)

その他深刻化する經濟無秩序に抗して生産輸出の增强、實質賃金の充實、效果的な配給統制と闇市場の撲滅に必要な施策、等について基本的な且つ廣汎な方針を決定してその實施を進めた。

(三)リンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱(昭和二十二年九月十八日閣議決定)

經濟緊急對策及び流通秩序確立對策要綱においてその實施を約束したリンク制の擴大は、生活物資のみならず生産資材についてもその割當方式の基本に關する問題として、窮乏經濟が本能的に生み出したものであるといえよう。卽ち日本經濟の現狀において僅かな必需物資を割り當てる場合において、その有效な利用を圖る必要があることにその主眼があるのであつて、物資の割當は、重要物資の生産を刺戟し、その公正な出荷輸送を圖るため、指定生産資材及び指定配給物資の總合的な需給計畫に從い生活物資については特に勞務用物資の割當及び配給に關する基本方策に卽して總合的にしかも計畫的に行う必要が痛感され、九月十八日の閣議においてその方法、手續及び差し當りこれを採用すべき部門についての基本が定められたのであつた。次いでリンク制實施の確立圓滑な遂行を圖るため、九月二十九日の各省次官會議において經濟安定本部にリンク制推進委員會を設置することとなり、更らに二月十日經濟安定本部內にリンク制實施推進連絡事務室が設置されることとなつたのである。

B、具體的對策

總合對策の具體化は、食糧の配給不足、家計の困難、勞働不安、社會不安の防止という見地から逐次實施されて行つた。

イ、食糧關係

食糧關係の施策は最も政府が力を注いだ部門であり、國民も亦その成否について最も深い關心を持つた所のものであり、政府の講じた施策の主要なものを擧ゆると、經濟緊對象に基づく食糧緊急對策、第二次食糧緊急對策、鹽需給對策要綱、農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱、昭和二十二年産米及甘藷の供出に對するリンク制實施要領、生鮮食料品確保に關する緊急具體措置、主要食糧の集荷及配給に關する措置要綱がある。

1、經濟緊急對策に基づく食糧緊急對策(昭和二十二年七月一日閣議決定)

昭和二十一年産米の豐作によつて基準配給量は二十一年十一日より二・五合に引き上げられた。が早くも二二年三月には輸送力の不足と主要米産縣における供出不振とにより大消費地には深刻な食糧危機が現出した。

政府は緊迫した事態を察知して三月一日に供米對策要綱を決定し、特別報奬金(これによつて超過供出米の實質價格は一石當最高一、二〇〇圓となつた)と農業用生産資料及生活必需物資の供給確保を決定して、一〇〇パーセント以上の供出對策としたが五月末に辛じて一〇二・六パーセントとなつたのであり、六月末までに北海道は五、一日、東京一六・八日、大阪一二・三日、愛知一一・一日、京都八・五日、兵庫六・七日、全國平均では九・三日の遲配を餘儀なくされたのであつた。しかも、二十一米穀年度內に國內産主要食糧のみを供給力に算定すれば、更らに七月一日以降十月末迄一、三〇〇千石の不足が見込まれるような事態を惹起した。

そこで、七月以降の大端境期における危機を突破するため、國內として同能な限度

を超ゆる部分は連合軍の好意に依存せざるを得ないとしても、先づ國内的に可能な總力を擧げて國民特に、主要食糧の生産者である農民に訴えて供出の促進を圖ると同時に生鮮食料品その他の副食品についても凡ゆる施策を集中することとし、七月以降十月末迄の期間についてこの食糧緊急對策を講ずることが決定された。本對策の目標とした所と、本對策の講じられない場合の豫想とを比較すると次のとおりであつた。

食糧緊急對策の目標と本對策なき場合の豫想との比較

	主食	蔬菜	鮮魚	味噌1	味噌2	醬油1	醬油2	油脂	加工水産物	繰詰	計
本對策の目標	二・〇合 三三八・五	三〇匁 二〇・四	一六・八匁 二八・三	三匁 一八・三	二匁 二三・二	〇・〇九合 六・二	〇・一二合 八・二	〇・五八瓦 五四	三匁 二〇・〇	三・一瓦 二・三	一三九・一 二・三
本對策なき場合	二・〇合 二八三	三匁 一四・九	一〇匁 一七・一	一・五匁 八・九	一匁 六・一	〇・〇三合 二・一	〇・〇三合 二・一	〇・五〇瓦 四・六	一匁 七・〇	一・〇瓦 一・四	一〇三九・〇 二〇五六・三

註　味噌、醬油における1は東京、横濱、名古屋、2は大阪、京都、神戸地區を示す。

即ち、食糧緊急對策は概ね右のような目標を達成するために總合的に施策されたのであり次にのべる各項の施策の決定とその實施の狀況によつて、その全貌が概ね明らかであろう。

一、麥、馬鈴薯の早適期な供出集荷を期し肥料のリンク配給方法を改善し、酒、煙草、塩、綿布、地下足袋、作業衣等の報奨物資を特配することとした。その後麥、馬鈴薯の供出は、麥は供出割當五、〇一〇千石に對し十月末まで一〇六・五パーセント、十二月三十日現在で一〇八パーセント、馬鈴薯は北海道を除き供出割當一一三、三一三千貫に對し十月末で一一二、一、十二月末には北海道分を含め一〇八、一パーセントとなり概ね所期の目的を達成した。

二、農村より都會地え公正な經路を通じて、主食を移し流すため緣故米の制度を新規したが、この制度は、その手續の不便のため利用する者が少く、七月—十月に一三三・二石の主食がこの方法によつて移動したに過ぎなかつた。

三、輸入食糧の殺到が豫想せられたので麥及び馬鈴薯の出荷との調整をはかり、その輸送及び加工を計畫的能率的に行うこととした。食糧輸入港における機動的措置による輸送力の確保、計畫的配車及び配船、製粉施設の最高度稼動のための資材、電力の確保の措置を直ちに講ずることとしたのであるが、更に八月十九日閣議決定の輸入食糧配給强化要領及び十月二日閣議決定の輸入食糧に對する闇行爲絶滅對策要綱によつて、その對策を前進强化した。輸入食糧對策の効果の指標を次に示さう。先づ輸送については海陸併せて輸入食糧一日平均一一、九〇〇噸の計畫に對して八月一〇、三〇〇噸、九月九、四〇〇噸、十月六、〇〇〇噸の實績であつた。九月以降の實績低下は、輸入食糧が漸減したためである。加工については計畫そのものが、輸入食糧の數量の不安定のため確實なものとはいえないであるが、左に七月—九月の間の製粉の實績を、計畫と比較してかゝげる。

	七月	八月	九月	十月	備考
計畫	三七〇、四八六	四二九、四九二	四七六、二九〇	三四七、一七九	
實績	二三二、二九九	三一三、八・四	四一六、一五九	二九〇、九九五	

四、遲配平均化

消費地域間に主食の配分の公平を期することとし、その計畫的實施を圖つたが、その結果は、次に示すとおりであり六月末日の遲配の非常な不均衡は、次第に是正されたが、尙北海道等については所期の目的を達しなかつた。

全國遲配狀況調

（單位 米石）

府縣名	地區名	6月末日遲配		7月—8月末遲配		9月以降遲配		10月末日遲配		備考 昨年同期遲配日數
		數量	日數	數量	日數	數量	日數	數量	日數	
北海道	札幌市	32,038	52.0	5,567	9.0	(—) 2,663	(—) 5.4	34,942	56.5	63.8
	小樽市	18,710	52.0	3,918	10.0	2,591	2.5	25,219	64.5	54.0
	函館市	26,977	53.0	4,275	11.0	1,148	3.5	32,400	67.5	22.8
	室蘭市	13,193	58.0	2,307	9.0	2,385	2.5	17,885	69.5	45.0
	其の他	223,862	40.0	82.377	14.5	58,950	5.6	365,189	60.1	114.5
	計	314,780	42.5	98,444	10.3	62,411	7.3	475.635	60.1	80.6
東京	東都	196,476	16.8	56,901	5,3	19,477	(—) 2.1	233,900	20.0	12.5
神奈川	横濱市	19,896	11.3	28,031	10.2	—	—	—	15.2	—
	川崎市	5,183	9.5	7,566	14.1	—	—	—	14.2	—
	横須賀市	4,472	7.1	9,350	16.4	—	—	—	15.2	—
	其の他	22,101	13.5	7,121	14.3	—	—	—	—	—
	計	51,652	11.2	52,068	12.8	(—) 33,783	(—) 8.4	70,037	15.3	—
愛知	名古屋市	21,099	10.4	21,931	10.6	(—) 11,996	(—) 5.9	31,012	15.1	—
	豊橋市	1,571	6.0	2,909	11.4	(—) 303	(—) 2.3	4,177	15.1	—
	其の他	39,527	11.7	37,800	11.3	(—) 21,697	(—) 7.9	55.030	15.1	—
	計	63,175	10.1	62,640	11.9	(—) 33,996	(—) 6.9	90,819	15.1	—
京都	京都市	27,730	11.1	27,954	11.2	(—) 12,006	(—) 4.5	43,678	17.5	
	其の他	3,032	2.7	12,592	8.7	(—) 1,120	(—) 0.9	12,504	10.5	
	計	30,762	8.6	38,546	1.02	(—) 13,126	(—) 9.6	56,182	15.2	
大阪	大阪市	42,574	11.5	53,206	13.2	(—) 20,827	(—) 4.5	74,953	20.2	23.0
	堺市	5,676	13.2	5,214	8.1	(—) 762	(—) 1.1	10,128	20.2	23.0
	布施市	3,072	9.6	5,414	13.8	(—) 1,396	(—) 3.2	7,090	20.2	23.0
	其の他	33,736	13.2	25,944	10.9	(—) 6,605	(—) 3.9	53,045	20.2	22.9
	計	85,058	12.3	89,778	11.9	(—) 29,590	(—) 4.0	145,236	20.2	23.0
兵庫	神戸市	5,728	4.0	7,496	5.0	—	—	13,224	9.0	—
	尼崎市	2,204	4.0	2,725	5.0	—	—	4,929	9.0	—
	姫路市	1,632	4.0	1,935	5.0	—	—	3,567	9.0	—
	其の他	13,616	4.0	15,024	5.0	—	—	28,640	9.0	—
	計	23,180	4.0	27,180	5.0	—	—	50,360	9.0	—
福岡	福岡市	21,804	28.6	(—) 8,063	(—) 10.0	(—) 479	(—) 0.6	13,262	18.0	—
	門司市	8,187	28.4	(—) 2,896	(—) 9.1	(—) 396	(—) 1.3	4,895	18.0	—
	小倉市	11,887	30.7	(—) 4,766	(—) 11.9	(—) 313	(—) 0.8	1,810	18.0	—
	八幡市	15,423	34.7	(—) 7,677	(—) 15.7	(—) 485	(—) 1.0	7,260	18.0	—
	大牟田市	7,858	29.1	(—) 2,892	(—) 10.0	(—) 486	(—) 1.7	4,480	18.0	—
	其の他	49,852	16.0	438	2.1	(—) 252	(—) 0.1	50,038	18.0	—
	計	115,013	21.6	(—) 25,756	(—) 3.1	(—) 2,512	(—) 0.5	86,745	18.0	—
全國平均		1,263,337	9.3	677.460	5.3	117,066	0.8	2,057,863	15.4	12.6 (數量石) 1,341,169

五、生鮮食料品の配給確保、味噌、醤油、塩の増配及び罐詰の放出をして配給食糧總體としての榮養量を保持するために努力すること。この施策の目標とした所は既に前述の表で明であるがその結果については他の物資の配給目標及びその實績と共に後述する。

六、右のため必要な増産、集出荷確保策を講ずること。この點については第一、四半期及び第二、四半期の生産資材の物資動員計畫において、包裝用木材釘、石炭、紙等所要資材の配當を行い、且つその現物化に萬全を期したのであつた。

七、牛乳及び乳製品の供給確保並にその供給不足を補完するための育兒食の新規生産をはかり、前者については飼料のリンク配給に、後者については必要の資材の手當に時期的ズレを生じ、八月頃から配給豫定であつたものが十月以後に辛じて店頭に現われ始めた。

本對策では牛乳、煉粉乳育兒食によつて人口榮養兒、混合榮養兒を平均して、一人一日牛乳換算二・五合を目標としたのであつたが、飼料事情、育兒食の出廻りの遲延のため、後に述べるように計畫が完遂されたのは、十月以降であつた。

八、食料品（味噌、醤油、煉粉乳、育兒食、罐詰、砂糖等）

油糧、酒類及び飼料の配給公團の設立については後述の食糧配給公團法案と共に、第一回國會に法案を提出し、十二月九日その通過を見、本年二月下旬次々とその設立を見つゝある。加工水産物、蔬菜についての新割當切符制即ち、二十二年二月十日の内閣調令第三號指定配給物資配給手續規程に基づく集出荷及び配給制度は何れも臨時物資需給調整法に基いた農林省令が八月一日に施行され、實施に移された。

九、都會地における家庭菜園による自給増産措置として、政府は第一回國會に未利用地耕作利用臨時措置法案を提出したが審議未了となつた。

十、以上の施策を實施するため、農林省に關係各

省及び關係民間團體より成る食糧危機突破對策本部を設置することとし、七月八日その發足を見た。右の外經濟安定本部内に推進監査機構を作る件については、經濟安定本部の事務機構をそのまゝ利用することとされ、別個の機關はこれを設くるに至らなかつた。

食糧緊急對策は右のように講ぜられて行つたのであるが、尚七月十九日それを補強する目的を以て第二次食糧緊急對策が閣議決定され、

(一)經濟復興會議及び農業復興會議を主軸とした國民運動の展開によつて、主食の出荷を農民に訴え、集荷された主食はこれを困窮者救護及び本運動に協力して物資の提供を行つた工場勞務者に對する加配食糧に充てることとし、特に塩の農繁期臨時特配をすることによつて本運動を強化した。この運動によつて十月末迄に一二、五八四・八石の集荷を見たのであつた。その石數は僅少とはいえ、食糧危機突破のため、官民相協力して努力したことの政治的、社會的意義は大なるものがあつた。

二、罐詰、甘味品、酒類等の消費者代替配給は概ね計畫通り進行し、計五、八〇〇石の主食の節約となつた。

右の食糧緊急對策及び第二次食糧緊急對策によつて如何なる效果があつたかということを食糧緊急對策の實績及び昭和二十二年七月の新物價體系の基礎とされた標準生計費計算上採用された食糧の豫定配給量と、實際配給量との比較（四、二人家族の一ケ月分及び二六―六〇歳の一般男子一人一日當りについて）によつて次に示す。

A 食糧緊急對策の實績調

第一 昭和二十二年產麥類、馬鈴薯買入進捗狀況

（十月末日現在）

種別	割當數量	買入實績	進捗率	備考
米	三〇、五五〇千石	四、八八二千石	一六・〇%	食糧緊急對策には入つてゐないけれ共念のために書き加へた
麥類	五、〇一一千石	五、三三七千石	一〇六・五%	單位米石
馬鈴薯（北海道を除く）	一一三、三一三千貫	一二七、〇三一千貫	一一二・一%	北海道を含めると割當二三八、三一二に對し、買入一九一、九〇六、進捗八〇、五パーセント

備考 十二月末現在 麥類 五、四二四千石 一〇八%
（二十三年一月末についても同じ） 馬鈴薯 二五七、六七四千貫 一〇八・一%
（北海道を含む）

第二 七大都市平均遲配日數の推移

（前揭十二頁參照）

第三 昭和二十二年七—十月六大都市鮮魚介入荷量（十月末日現在 單位貫）

月別	七月		八月		九月		十月	
地域＼區分	計畫	實績	計畫	實績	計畫	實績	計畫	實績
東京	二、三三〇、〇〇〇 一六・〇	二、一〇五、七一七 一五・八	二、二九五、〇〇〇 一五・八	一、七三四、五九三 一一・九	二、一一四、〇〇〇 一四・四	一、五五〇、六九一 一〇・九	二、三五五、〇〇〇 一六・二	一、七二一、八八三 一一・五
橫濱	五二〇、〇〇〇 一一・一	五一八、五四四 一一・二	五九四、〇〇〇 一二・四	五二八、七三六 一一・〇	六六一、〇〇〇 一三・四	六〇九、一九七 一二・五	七一八、〇〇〇 一四・九	六九四、三六二 一四・四
名古屋	六四五、〇〇〇 一五・六	三二八、二四七 一三・四	七一五、〇〇〇 一七・二	五三八、六一八 一三・〇	六五〇、〇〇〇 一五・七	三五六、六七三 一〇・二	七八八、〇〇〇 一七・一	五八二、〇〇〇 一二・三
京都	一、六五五、〇〇〇 一九・二	七三三、九二七 六・七	一、七五五、〇〇〇 一九・八	四七六、六一八 九・八	一、三五五、〇〇〇 一三・六	六五九、八五八 六・三	一、六三二、〇〇〇 一六・〇	七八八、四八九 七・三
大阪	一、六五五、〇〇〇 一九・二	七三三、九二七 六・七	一、七五五、〇〇〇 一九・八	四七六、六一八 九・八	一、三五五、〇〇〇 一三・六	六五九、八五八 六・三	一、六三二、〇〇〇 一六・〇	七八八、四八九 七・三
神戸	六二〇、〇〇〇 一七・〇	四〇五、六一八 九・四	六二〇、〇〇〇 一七・〇	三〇一、六〇五 七・一	五五六、〇〇〇 一四・六	三〇八、三四〇 七・四	六三二、〇〇〇 一六・〇	五九二、一五四 一四・六

月別	十一月		十二月	
地域＼區分	計畫	實績	計畫	實績
東京	二、一〇〇、〇〇〇 一四・九	一、五五五、〇〇〇 一一・〇	二、二三五、〇〇〇 一五・八	二、九五五、〇〇〇 二一・二
橫濱	一、三八〇、〇〇〇 一九・四	九三八、〇〇〇 一三・二	一、一五〇、〇〇〇 一六・二	九五一、〇〇〇 一三・五
名古屋	五七六、〇〇〇 八・四	四三一、〇〇〇 六・一	七一五、〇〇〇 一〇・一	三六四、〇〇〇 五・一
京都	一、三八〇、〇〇〇 一九・四	六五六、〇〇〇 九・二	一、四三〇、〇〇〇 二〇・一	三九三、〇〇〇 五・五
大阪	一、三八〇、〇〇〇 一九・四	六五六、〇〇〇 九・二	一、四三〇、〇〇〇 二〇・一	三九三、〇〇〇 五・五
神戸	六二〇、〇〇〇 一七・一	二九九、〇〇〇 八・二	六二〇、〇〇〇 一七・一	六一〇、〇〇〇 一六・四

備考

本表の計畫數字は實施計畫上のものであつて、食糧緊急對策の基本計畫は、一人當三日に三十五匁程度である。

第四　昭和二十二年七―十月蔬菜入荷量

右　入荷量
左　一人一日當

地區	七月 計畫	七月 實績	八月 計畫	八月 實績	九月 計畫	九月 實績	十月 計畫	十月 實績
東京	千貫 三、八一九 / 匁 二七・三	貫 五、一五二、八八九 / 匁 三五・四	千貫 六、九三七 / 匁 四九・一	貫 三、五六三、二七三 / 匁 二四・三	千貫 三、八四七 / 匁 四三・三	貫 二、四三九、八五一 / 匁 一八・五	千貫 五、六五三 / 匁 四〇・五	貫 四、三二七、〇〇〇 / 匁 三一・四
横濱	六三三 / 一八・二	二六七、〇八八 / 一〇・三	一、六七八 / 四一・六	四三七、二八四 / 八・九	一、七二九 / 四四・三	五八六、五八五 / 一四・四	一、三〇七 / 三四・六	一、四五二、一六四 / 三七・六
名古屋	一、三四六 / 四五・〇	二、一七三、一七三 / 七六・三	一、〇八七 / 三五・一	一、九八三、一二六 / 六七・四	八九七 / 二九・九	九九三、四八五 / 三三・〇	一、〇三三 / 三三・三	一、九六一、二四五 / 六〇・〇
京都	八七一 / 二六・五	一、五三六、〇〇六 / 四七・八	一、一一七 / 三三・七	一、三二五、二四〇 / 四〇・九	九〇三 / 二七・四	一、二〇七、五九九 / 三四・一	一、八三二 / 五三・六	一、四三六、九九四 / 三九・八
大阪	一、四五七 / 三二・九	七六六、二四三 / 一四・二	一、七九九 / 二三・二	一、八八〇、四五六 / 二四・一	一、七三五 / 二五・一	三、〇七二、四三四 / 四一・三	二、三八六 / 三三・四	三、九四七、一七四 / 五七・四
神戸	一、七四三 / 五二・二	一、〇二四、一一八 / 四四・七	一、三四四 / 四一・五	一、七六〇、四一八 / 三一・八	一、二三六 / 二八・〇	一、一五〇、八二五 / 二四・六	一、六七二 / 四四・九	一、六七九、三三三 / 三〇・七

地區	十一月 計畫	十一月 實績	十二月 計畫	十二月 實績
東京	七、九六七 / 五九・〇	五、七八二 / 四三・三	一〇、六四三 / 七六・三	八、五五〇 / 六二・一
横濱	一、六三七 / 四一・九	二、〇九一 / 五二・〇	二、〇四九 / 四〇・八	三、〇一七 / 四四・六
名古屋	一、一六八 / 三八・五	三、四六九 / 一〇六・七	一、三四八 / 四三・五	一、四七七 / 四六・九
京都	二、五二八 / 七六・五	九四〇 / 二六・八	二、六五六 / 七七・八	六二三 / 一七・二
大阪	二、七一六 / 三九・三	五、八六七 / 七九・九	三、四六九 / 四八・六	二、四七二 / 三一・四
神戸	二、一五九 / 四九・九	一、九三二 / 三三・一	二、七一三 / 七二・九	一、六八八 / 二九・四

備考

本表における計畫數字は、實施計畫上のものであつて、食糧緊急對策の基本計畫は、七月は三日に六〇匁、八月―一〇月は二日に六〇匁である。

第五　昭和二十二年七―十月味噌配給實績

地區	七月 計畫	七月 實績	七月 比率	七月 一月一人當	八月 計畫	八月 實績	八月 比率	八月 一月一人當
東京	貫 四〇〇、一二〇	貫 四一三、六七〇	% 一〇三	匁 一〇三	貫 四二四、六一〇	貫 四三一、二九八	% 一〇一	匁 一〇一
横濱	七六、〇四〇	七五、一二〇	一〇〇	一〇〇	七六、〇四〇	七二、八〇〇	九七	九七
名古屋	八〇、八三〇	八三、六七九	一〇四	一〇四	八三、六八〇	八三、六八〇	一〇〇	一〇〇
京都	六九、二九〇	九三、四四九	一三四	八〇	七〇、六九〇	七六、二九一	一〇八	七〇
大阪	九七、八九〇	一〇五、〇一四	一〇一	六六	一〇四、二三〇	一三七、六三三	一三一	七九
神戸	三九、〇〇〇	四〇、九四四	一〇五	六八	三九、〇五〇	四〇、一三一	一〇三	六七

地區	九月 計畫	九月 實績	九月 比率	九月 一月一人當	十月 計畫	十月 實績	十月 比率	十月 一月一人當
東京	四二六、六一〇	四三八、四七二	一〇三	一〇三	四二四、六一〇	四四五、一一六	一〇四	一〇四
横濱	七六、七六〇	七八、六五二	一〇二	一〇二	七六、七六〇	八二、八八八	一〇九	一〇九
名古屋	八三、六八〇	八三、七八〇	一〇〇	一〇〇	八三、六八〇	一〇〇、四九〇	一二〇	一二〇
京都	七〇、六九〇	七一、七一七	一〇九	七一	七〇、六九〇	八三、〇六三	一一八	七七
大阪	一〇六、二三〇	一一五、五一五	一〇九	七一	一〇六、二三〇	一一一、二〇七	一〇六	六九
神戸	三九、〇五〇	四四、五二四	一一四	七四	三九、〇五〇	四四、九一九	一一三	七三

月別	十一月				十二月			
地区	区分	計畫	實績	比率	区分	計畫	實績	比率
東京	一日一人當	三八四、七五〇 貫	四〇四、〇九五 貫	一〇五 %	一日一人當	三八四、七五〇 貫	三六〇、二三〇 貫	九四 %
横濱		六八、四二〇	七五、九四六	一一		六八、四二〇	九五、七八八	一四〇
名古屋		七五、三一〇	七二、二〇七	九六		七五、三一〇	一〇一、六二〇	一三五
京都		六五、二五〇	四三、八四〇	六七		六五、二五〇	七二、六四七	一一
大阪		九七、一四〇	一〇六、八五八	一一四		九七、一四〇	五三、四二七	五五
神戸		三六、〇四〇	三四、八五八	九七		三六、〇四〇	四六、八五二	三〇
東京	一日一人當	二、八 合	二、九 合	一〇二 %	一日一人當	二、八 合	一、八 合	六六 %
横濱		二、一三	二、二〇五	一〇三		二、一三	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
東京	一月一人當	二、一二九 石	二、一七八 石	一〇四 %	一月一人當	二、一二九 石	七、四三六 石	六六 %
横濱		二、一三一	二、二〇五	一〇三		二、一三一	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四

備考　緊急對策により計畫量乙蓋に上廻つてゐる狀態である。但し、基準量（註）を超過しあるは、第一、四半期の埋合せ分である。

註（東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸　一〇〇匁（一人一ヶ月當）六五匁）

第六　昭和二十二年七―十月醬油配給實績

月別	七月				八月			
地区	区分	計畫	實績	比率	区分	計畫	實績	比率
東京	一月一人當	二、一二九 石	二、一七八 石	一〇四 %	一月一人當	二、一二九 石	七、四三六 石	六六 %
横濱		二、一三一	二、二〇五	一〇三		二、一三一	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
東京	一日一人當	二、八 合	二、九 合	一〇二 %	一日一人當	二、八 合	一、八 合	六六 %
横濱		二、一三	二、二〇五	一〇三		二、一三	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四

月別	九月				十月			
地区	区分	計畫	實績	比率	区分	計畫	實績	比率
大阪	一日一人當	三、三四一	三、三四一	一〇〇 %	一日一人當	三、三四一	三、三四一	一〇〇 %
神戸		二、三七二	二、三七二	一〇〇		二、三七二	二、三七二	一〇〇
大阪	一月一人當	二、〇 合	二、〇 合	一〇〇 %	一月一人當	二、〇 合	二、〇 合	一〇〇 %
神戸		三、七	三、七	一〇〇		三、七	三、七	一〇〇
東京	一日一人當	一、一七九 石	一、一四三 石	九六 %	一日一人當	一、一七九 石	一、一四三 石	九六 %
横濱		一、二八一	一、二九五	一〇一		一、二八一	一、二九五	一〇一
名古屋		一、二九五	一、二九八	一〇〇		一、二九五	一、二九八	一〇〇
京都		一、一七九	一、一四三	九六		一、一七九	一、一四三	九六
大阪		一、二八一	一、二九五	一〇一		一、二八一	一、二九五	一〇一
神戸		一、二七二	一、二八六	一〇一		一、二七二	一、二八六	一〇一
東京	一月一人當	一、一四三 石	六、八四三 石	六〇 %	一月一人當	一、一四三 石	一、〇三九 石	九一 %
横濱		一、四〇三	一、四〇三	一〇〇		一、四〇三	一、四三四	一〇二
名古屋		二、三六〇	二、三二九	一〇一		二、三六〇	二、三二九	一〇一
京都		五、八一五	八、〇八四	一三六		五、八一五	四、一九八	七〇
大阪		二、三七二	二、八五六	一二〇		二、三七二	二、七一〇	一一四
神戸		二、三七二	二、八五六	一二〇		二、三七二	二、七一〇	一一四
東京	一日一人當	一、一七九 石	八、九七二 石	七四 %	一日一人當	一、一七九 石	一、八八八 石	一五七 %
横濱		一、四〇三	一、四〇三	一〇〇		一、四〇三	一、四三四	一〇二
名古屋		二、三六〇	二、三二九	一〇一		二、三六〇	二、三二九	一〇一
京都		五、八一五	四、一九八	七〇		五、八一五	四、一九八	七〇
大阪		二、三七二	二、七一〇	一一四		二、三七二	二、七一〇	一一四
神戸		二、三七二	二、七一〇	一一四		二、三七二	二、七一〇	一一四

月別	十一月				十二月			
地区	区分	計畫	實績	比率	区分	計畫	實績	比率
東京	一日一人當	三八四、七五〇 貫	四〇四、〇九五 貫	一〇五 %	一日一人當	三八四、七五〇 貫	三六〇、二三〇 貫	九四 %
横濱		六八、四二〇	七五、九四六	一一		六八、四二〇	九五、七八八	一四〇
名古屋		七五、三一〇	七二、二〇七	九六		七五、三一〇	一〇一、六二〇	一三五
京都		六五、二五〇	四三、八四〇	六七		六五、二五〇	七二、六四七	一一
大阪		九七、一四〇	一〇六、八五八	一一四		九七、一四〇	五三、四二七	五五
神戸		三六、〇四〇	三四、八五八	九七		三六、〇四〇	四六、八五二	三〇
東京	一日一人當	二、八 合	二、九 合	一〇二 %	一日一人當	二、八 合	一、八 合	六六 %
横濱		二、一三	二、二〇五	一〇三		二、一三	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
東京	一月一人當	二、一二九 石	二、一七八 石	一〇四 %	一月一人當	二、一二九 石	七、四三六 石	六六 %
横濱		二、一三一	二、二〇五	一〇三		二、一三一	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
東京	一日一人當	二、八 合	二、九 合	一〇二 %	一日一人當	二、八 合	一、八 合	六六 %
横濱		二、一三	二、二〇五	一〇三		二、一三	二、一九七	一〇七
名古屋		二、一三九	二、二六〇	一〇四		二、一三九	二、一四三	九四
京都		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
大阪		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四
神戸		二、一七九	二、二六〇	一〇四		二、一七九	二、一四三	九四

備考　緊急對策により基準量（註）完全に確保されつつある。

九月の東京、横濱が基準に達しないのは關東水害による。
基準量の超過は過去未配給の埋合せ分である。

註（東京、横濱、名古屋　月　二・七合
　（京都、大阪、神戸　月　三・七合

第七　昭和二十二年七―十月食用油配給實績

七大都市及びその隣接地區に一人當二三〇瓦を配給する計畫の實施狀況は左の通り

地區	計畫量	實績	比率	配給狀況	備考
東京	一、一一二噸	一、一一二噸	一〇〇%	九月三十日配給完了	人造バター三六二噸を含む
神奈川	二八七	二八七	一〇〇	〃	五七　〃
愛知	二〇八	二〇八	一〇〇	〃	〃
京都	二二二	二二二	一〇〇	〃	〃
大阪	四六四	四六四	一〇〇	〃	人造バター一五五噸を含む
兵庫	二一九	二一九	一〇〇	〃	〃　七三　〃
福岡	二三二	二三二	一〇〇	〃	〃
計	二、七四五	二、七四五	一〇〇	〃	人造バター六四七噸を含む

第八　昭和二十二年七―十月牛乳及び乳製品配給實績

全國の人口及び混合榮養兒約九一四、〇〇〇人に對して煉粉乳及び育兒食を含めた牛乳換算各月供給總量と一人一月當の平均配給量とを示すと次の通りである。

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月
飲用牛乳	二二、六六二	二三、三〇一	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、五二五	二一、六〇〇	二一、六〇〇
煉粉乳	五、三八九	二〇、三二四	一九、六九三	二八、一四九	二一、八九二	二八、七〇四	三七、五〇〇
育兒食	—	—	—	二一、〇二一	三一、五九三	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇
計（石）	二八、〇五一	四三、六二五	四一、六九三	七一、一七〇	七六、〇一〇	七〇、三〇四	六三、一〇〇
一人一日當	一・〇	一・六	一・五	二・五	二・八	二・五	二・二

第九　家庭用塩配給實績（一人一月當、單位瓦）

一月一人當り京濱、中京地區三〇〇瓦、京阪地區二七五瓦、その他地區二五〇瓦を七―十月に配給する計畫は完遂された。

第十　主食代替配給實績

（單位　噸）

配給計畫	食糧營團入荷	配給實績	殘
七一六	七一六	六八二	三四

一、ブドウ糖

代替比率―一世帶當りブドウ糖六〇〇瓦に對し主食一瓩の割として配給し、これによる主食節約は一、一二〇噸（七、四六七石）である。營團の手持殘三四噸は希望者なく賣却殘ができた。

二、酒　類

代替比率を主食一瓩につき清酒四合、ビール二本、雜酒一本とし清酒一、〇〇〇石、ビール二、〇〇〇石、雜酒一〇〇石はすべて計畫通り、代替配給を完了した。これによる主食節約は三、九五一石であつた。

三、人口甘味料

	出荷計畫量	主食節約豫定量	配給量 第一回分	配給量 第二回分	配給量 計	主食節約量	出荷豫定に對する配給量の比率
東京都	サツカリン八二〇 ズルチン八二〇瓩	二八一噸	一〇二 一〇二	—	一〇二 一〇二	三五	一二%
横濱市	二〇〇 二〇〇	六八	二五 二五	—	二五 二五	八・五	一二
名古屋市	二〇〇 二〇〇	六八	二五 二五	—	二五 二五	八・五	一二
京都市	二二〇 二二〇	七五	二八 二八	—	二八 二八	一〇	一二
大阪市	四〇〇 四〇〇	一三七	五〇 五〇	五〇 五〇	一〇〇 一〇〇	三四	二四
神戸市	一六〇 一六〇	五五	二〇 二〇	—	二〇 二〇	七	一二
計	二、〇〇〇 二、〇〇〇	六八四	二五〇 二五〇	五〇 五〇	三〇〇 三〇〇	一〇三	一五

備考 一、代替率は、サツカリン五瓦＝主食一瓩 ズルチン七瓦＝主食一瓩である。
二、第一回配給は、東京都を除く五市は、十月中に完了した。
三、大阪市のみは、第二回配給を實施し十月中に完了した。
四、本計畫は、食糧營團の配給上の手數料及袋代金等を相當要する關係上、營團の利潤全然なく、計畫量の一五%の實績に終つた。

四、罐詰

罐詰は主食一キロ當り、カニ罐詰一封度その他の罐詰二封度として代替配給した。

B 一八〇〇圓基準生計費に見込んだ配給物資の豫定數量と六大都市における實績概算數量との比較

11月5日
物資局調

物資名	月別 / 都市單位	1800圓算出基礎配給數量	算 神戸	算 六都市平均
主食	瓩(指數)	41.001 (100)	46.242 (114)	42.210 (104)
蔬菜	貫(指數)	3.553 (100)	3.100 (93)	3.251 (79)
鮮魚介	貫(指數)	1.638 (100)	1.084 (66)	1.373 (84)
味噌	匁(指數)	420 (100)	386 (93)	370 (89)
醬油	合(指數)	11.34 (100)	19.32 (170)	15.96 (140)
油脂	瓦(指數)	483 (100)	966 (160)	966 (160)
加工水產物	匁(指數)	216 (100)	126 (56)	126 (56)
罐詰	瓦(指數)	395 (100)	369 (93)	369 (93)
酒類	合(指數)	4.044 (100)	3.200 (79)	3.200 (79)
鹽	瓩(指數)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)
煙草	本(指數)	150 (100)	150 (100)	150 (100)

1,800圓基準生計費に見込んだ配給物資の豫定數量と六大都市に於ける實績概算數量との比較表の一（4.2人世帶の月當數量）

（昭和22年11月5日 經本生活物資局調）

物資名 ＼ 月別・都市別・單位別		8月 1800圓算出基礎配給數量	8月 實績概算 東京	横濱	名古屋	京都	大阪	神戸	六都市平均	9月 1800圓算出基礎配給數量	9月 實績概算 東京	横濱	名古屋	京都	大阪	神戸	六都市平均
主食	瓩	41.001	44.659	43.096	36.459	41.143	41.143	47.002	42.249	40.723	42.084	41.202	46.872	42.966	33.894	46.242	42.210
	（指數）	(100)	(109)	(105)	(89)	(105)	(100)	(115)	(103)	(100)	(103)	(101)	(115)	(105)	(83)	(114)	(104)
蔬菜	貫	3.553	2.851	2.708	7.994	5.325	3.318	4.140	4.414	3.339	1.058	1.814	4.032	4.297	5.204	3.100	3.251
	（指數）	(100)	(80)	(76)	(225)	(750)	(88)	(117)	(124)	(100)	(32)	(54)	(121)	(127)	(156)	(93)	(79)
鮮魚介	貫	1.638	1.146	2.292	0.833	0.638	1.029	1.016	1.159	1.638	1.487	1.726	1.562	0.945	1.436	1.084	1.373
	（指數）	(100)	(10)	(140)	(51)	(39)	(63)	(62)	(71)	(100)	(91)	(105)	(95)	(58)	(88)	(66)	(84)
味噌	匁	420	428	407	361	332	332	290	399	420	676	428	391	294	311	386	370
	（指數）	(100)	(102)	(97)	(86)	(79)	(79)	(69)	(95)	(100)	(162)	(103)	(94)	(71)	(75)	(93)	(89)
醬油	合	11.34	7.56	11.34	11.34	22.68	11.34	11.34	12.60	11.34	7.14	11.76	15.54	21.00	20.16	19.32	15.96
	（指數）	(100)	(67)	(100)	(100)	(200)	(100)	(100)	(111)	(100)	(63)	(103)	(137)	(185)	(177)	(170)	(140)
油脂	瓦	483	294	294	294	294	294	294	294	605	966	966	966	966	966	966	966
	（指數）	(100)	(61)	(61)	(61)	(61)	(61)	(61)	(61)	(100)	(160)	(160)	(160)	(160)	(160)	(160)	(160)
加工水產物	匁	216		（說明3參照）						227	126	126	126	126	126	126	126
	（指數）	(100)								(100)	(56)	(56)	(56)	(56)	(56)	(56)	(56)
罐詰	瓦	395		（說明3參照）						395	369	369	369	369	369	369	369
	（指數）	(100)								(100)	(93)	(93)	(93)	(93)	(93)	(93)	(93)
酒類	合	4.044	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200	4.044	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200	3.200
	（指數）	(100)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)	(100)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)	(79)
鹽	瓩	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260	1.260
	（指數）	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
煙草	本	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	（指數）	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

物資名 ＼ 月別・都市別・單位		10月 1800個算出基礎配給數量	10月 實績概算 東京	横濱	名古屋	京都	大阪	神戸	六大都市平均	8,9,10月の平均（試算） 1800個算出基礎配給數量	實績概算 東京	横濱	名古屋	京都	大阪	神戸	六大都市平均
主食	瓩（指數）	38.027 (100)	44.268 (116)	52.731 (119)	44.659 (117)	51.038 (134)	50.778 (134)	43.487 (114)	47.827 (126)	39.917 (100)	44.044 (110)	45.676 (114)	42.662 (107)	45.049 (113)	41.938 (105)	45.577 (114)	44.151 (111)
蔬菜	貫（指數）	3.503 (100)	1.914 (55)	1.562 (45)	3.906 (112)	3.906 (112)	5.104 (146)	3.255 (93)	3.255 (93)	3.465 (100)	1.935 (56)	2,025 (58)	5.302 (153)	4.580 (132)	4.502 (130)	3.496 (101)	3.651 (105)
鮮魚介	貫（指數）	1.638 (100)	1.510 (92)	1.758 (107)	1.693 (103)	1.042 (64)	1.497 (91)	1.172 (72)	1.445 (88)	1.638 (100)	1.380 (84)	1.922 (117)	1.367 (83)	0.877 (54)	1.329 (81)	1.097 (67)	1.329 (81)
味噌	匁（指數）	420 (100)	426 (101)	418 (100)	340 (90)	313 (75)	321 (76)	338 (60)	365 (87)	420 (100)	512 (122)	416 (99)	374 (89)	315 (75)	323 (77)	336 (80)	378 (90)
醬油	合（指數）	11.34 (100)	7.35 (85)	11.55 (102)	13.44 (119)	2.94 (26)	15.75 (439)	15.33 (135)	11.06 (98)	11.34 (100)	7.56 (67)	11.76 (104)	13.44 (119)	15.54 (137)	15.96 (141)	15.54 (137)	13.30 (117)
油脂	瓦（指數）	163 (100)	（說明5參照）							417 (100)	420 (101)	420 (101)	420 (101)	420 (101)	420 (101)	420 (101)	420 (101)
加工水產物	匁（指數）	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	278 (100)	172 (62)	172 (62)	172 (62)	172 (62)	172 (62)	172 (62)	172 (62)
罐詰	瓦（指數）	395 (100)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	395 (100)	481 (122)	481 (122)	481 (122)	481 (122)	481 (122)	481 (122)	481 (122)
酒類	合（指數）	4.044 (100)	4.044 (100)	2.000 (49)	2.000 (49)	2.000 (49)	2.000 (49)	2.000 (49)	2.000 (49)	4.044 (100)	2.800 (69)	2.800 (69)	2.800 (69)	2.800 (69)	2.800 (69)	2.800 (69)	2.800 (69)
鹽	瓩（指數）	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)
煙草	本（指數）	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)

【說明】 1. 1800匁算出基礎配給數量の欄は1800匁基準生計費算出の基礎として見込んだ配給數量である。
2. 1800匁基礎生計費算出基礎の配給豫定量は食糧緊急對策の配給目標數量との間に性質上若干の差異がある。
8月に於いて
イ 加工水產物の配給がなかつたのは相當の集荷はしつつあつたが配給規則の施行が關係方面との折衝で遲れ中旬まで配給をしなかつた爲である。
ロ 罐詰の配給がなかつたのは配給計畫の配當が當初からなかつたためである。
3. 9月に於ける油脂の配給は食糧緊急對策の一環として六大都市及び其の周邊都市に特別配給したものである。
4. 10月に於ける油脂の配給がなかつたのは配給計畫上の配當が當初からなかつたためである。
5. 平均の數量は一人一日當配給實績概算の平均數量より逆算したため四捨五入の關係上本表相互間に於ける數量の平均とは若干の相違がある。

績	概	算								
名古屋		京都			大阪		神戸		六都市平均	
數量	熱量	數量	熱		數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
343	1231	392	1	5	325	1167	354	1271	342	1228
30.0	22.5	30.0	2	3	34.9	26.2	27.1	20.3	28.3	21.1
13.0	27.3	8.0	1	3	10.3	21.6	8.5	17.9	10.3	21.6
39.5	17.4	74.5	1	0	77	15.6	80	16.2	90	18.0
3.2	6.5	0.7		8	3.8	8.5	3.7	7.8	3.2	6.9
(說	明5參	照)		1	100	31	100	31	100	30
3.0	23	3.0		8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8
8.25	8.3	8.25		9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
2.0	11.0	2.0	1	0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0
	1336.0		149	1		1253.6		1377.9		1340.3
	(1347.0)		(1504	)		(1297.6)		(1391.9)		(1354.3)
	115			2		101		112		108
	(114)		(1	)		(101)		(111)		(108)
300		300			300		300		300	
120		120			120		120		120	
30		30			30		30		30	

して見込んだ配給數量で
目標數量との間に性質上

ったが配給規則の施行が
かつたためである。
及び其の周邊都市に特別
初からなかつたためであ

月別		10				
物資名	都市別 / 單位	1800圓算出基礎配給數量	實績 東京	實績 横濱	實績 名古屋	實績 京
主食	瓩 (指數)	38.027 (100)	44.268 (116)	52.731 (119)	44.659 (117)	51. (1
蔬菜	貫 (指數)	3.503 (100)	1.914 (55)	1.562 (45)	3.906 (112)	3. (1
鮮魚介	貫 (指數)	1.638 (100)	1.510 (92)	1.758 (107)	1.693 (103)	1. (
味噌	匁 (指數)	420 (100)	426 (101)	418 (100)	340 (90)	(
醬油	合 (指數)	11.34 (100)	7.35 (85)	11.55 (102)	13.44 (119)	2 (
油脂	瓦 (指數)	163 (100)			(說	明
加工水產物	匁 (指數)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	391 (100)	(1
罐詰	瓦 (指數)	395 (100)	1.074 (272)	1.074 (272)	1.074 (272)	1. (2
酒類	合 (指數)	4.0 4 (100)	4.044 (100)	2.000 (49)	2.000 (49)	2. (
鹽	瓩 (指數)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1.260 (100)	1. (1
煙草	本 (指數)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	150 (100)	(

【說明】 1. 1800圓算出基礎配給數量の欄は1800圓基準生計費算出の基礎
2. 1800圓基礎生計費算出基礎の配給豫定量は食糧緊急對策の配
8月に於いて
イ 加工水產物の配給がなかつたのは相當の集荷はしつつ
ロ 罐詰の配給がなかつたのは配給計畫の配當が當初から
3. 9月に於ける油脂の配給は食糧緊急對策の一環として六大都市
4. 10月に於ける油脂の配給がなかつたのは配給計畫上の配當が
5, 平均の數量は一人一日當配給實績概算の平均數量より逆算し

1800圓基準生計費に見込んだ配給物資の豫定數量と六大都市に於ける實績概算數量との比較表の二（1人當）

物資名 ＼ 都市別 ＼ 月別		8月 1800圓算出基礎配給數量		8月 實績 東京		8月 實績 横濱		8月 實績 名古屋		8月 實績 京都		8月 概算 大阪		8月 概算 神戸		8月 概算 六都市平均	
		數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
主食		日瓦 315	日カロリー 11.3J	343	1231	331	1188	280	1005	316	1134	316	1134	361	1296	325	1167
蔬菜		日匁 27.3	日カロリー 21	21.9	16.4	20.8	15.6	61.4	46.1	40.9	30.7	24.1	18.1	31.8	23.9	33.9	25.4
鮮魚介		日匁 12.6	日カロリー 26.5	8.8	18.4	17.6	37.0	6.4	13.4	4.9	10.3	7.9	16.6	7.8	16.4	8.9	18.7
味噌		月匁 100	日カロリー 19.2	102	19.8	97	18.6	86	16.8	79	15	79	15	69	13.0	95	18.6
醬油		月合 2.7	日カロリー 5.7	1.8	3.9	2.7	5.9	2.7	5.9	5.4	11.1	2.7	5.9	2.7	5.9	3.0	6.5
油脂		月瓦 118	日カロリー 34	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21
加工水產物		日匁 1.65	日カロリー 12.8	—	—	—	—	（說明3參照）		—	—	—	—	—	—	—	—
罐詰		日瓦 3.0	日カロリー 3.0	—	—	—	—	（說明3參照）		—	—	—	—	—	—	—	—
酒類（成年男子）		月合 3.2	日カロリー 16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16
一人一日當攝取熱量	酒類を含まず		日カロリー 1253.		1310.5		1286.1		1108.2		1222.1		1216.6		13 6.2		1257.2
	酒類を含む		(1269.2)		(1326.5)		(1302.1)		(1124.2)		(1238.1)		(1226.6)		(1392.2)		(1773.2)
同上比率	酒類を含まず		700		105		103		88		98		97		110		100
	酒類を含む		(100)		(105)		(103)		(88)		(98)		(97)		(110)		(100)
鹽		月瓦		300		300		300		300		300		300		300	
煙草	男	月本		120		120		120		120		120		120		120	
	女	月本		30		30		30		30		30		30		30	

物資名 ＼ 都市別 ＼ 月別		9月 1800圓算出基礎配給數量		9月 實績 東京		9月 實績 横濱		9月 實績 名古屋		9月 實績 京都		9月 概 大	
		數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱
主食		323	1160	334	1199	2.7	1174	372	1336	341	1224	269	
蔬菜		26.5	19.9	8.4	6.3	14.4	10.8	32.0	24.0	34.1	25.6	41.3	
鮮魚介		13	27.3	11.8	24.8	13.7	28.8	12.4	26.0	7.5	15.8	11.4	
味噌		100	19.8	161	32.4	10.2	20.4	93	18.6	70	13.8	74	
醬油		2.7	5.9	1.7	3.9	2.8	5.9	3.7	7.8	5.0	11.1	4.8	
油脂		144	45	230	72	（說明4參照）230	72	230	72	230	72	230	
加工水產物		1.8	13.5	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	
罐詰		3.1	3.1	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	
酒類（成年男子）		3.2	16	3.2	16	3.2	3.2	16	3.2	16	3.2	16	
一人一日當攝取熱量	酒類を含まず		1294.5		1349.3		1322.8		1495.3		1373.2		1
	酒類を含む		(1310.5)		(1365.3)		(1338.8)		(1511.3)		(1389.2)		(114
同上比率	酒類を含まず		100		104		102		115		106		
	酒類を含む		(100)		(104)		(102)		(116)		(106)		
鹽				300		300		300		300		300	
煙草	男			120		120		120		12		120	
	女			30		30		30		30		30	

1800圓基準生計費に見込んだ配給物資の豫定數量と六大都市に於ける實績概算數量との比較表の二（1人當）

（昭和22年11月5日 經本．生活物資局調）

	8月														9月													
	1800圓算出基礎配給數量	實績概算													1800圓算出基礎配給數量	實績概算												
		東京		横濱		名古屋		京都		大阪		神戸		六都市平均		東京		横濱		名古屋		京都		大阪		神戸		六都市平均	
	數量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
J	343	343	1231	331	1188	280	1005	316	1134	316	1134	361	1296	325	1167	323	1160	334	1199	2.7	1174	372	1336	341	1224	269	966	367	1318	335	1203
1	21.9	21.9	16.4	20.8	15.6	61.4	46.1	40.9	30.7	24.1	18.1	31.8	23.9	33.9	25.4	26.5	19.9	8.4	6.3	14.4	10.8	32.0	24.0	34.1	25.6	41.3	31.0	24.6	18.5	25.8	19.4
5	8.8	8.8	18.4	17.6	37.0	6.4	13.4	4.9	10.3	7.9	16.6	7.8	16.4	8.9	18.7	13	27.3	11.8	24.8	13.7	28.8	12.4	26.0	7.5	15.8	11.4	23.9	8.6	18.1	10.9	22.9
2	102	102	19.8	97	18.6	86	16.8	79	15	79	15	69	13.0	95	18.6	100	19.8	161	32.4	10.2	20.4	93	18.6	70	13.8	74	15.0	9.2	18.6	88	17.4
7	1.8	2.7	3.9	2.7	5.9	2.7	5.9	5.4	11.1	2.7	5.9	2.7	5.9	3.0	6.5	2.7	5.9	1.7	1.9	2.8	5.9	3.7	7.8	5.0	11.1	4.8	10.4	4.6	9.8	3.8	85
4	70	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21	70	21	144	45	230	72	（說明4參照） 230	72	230	72	230	72	230	72	230	72	230	72
3	—	—	—	—	—	（說明3參照） —		—	—	—	—	—	—	—	—	1.8	13.5	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	8	1.0	8
0	—	—	—	—	—	（說明3參照） —		—	—	—	—	—	—	—	—	3.1	3.1	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9	2.93	2.9
6	3.2	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2	16	3.2
			1310.5		1286.1		1108.2		1222.1		1216.6		13 6.2		1257.2		1294.5		1349.3		1322.8		1495.3		1373.2		1129.2		1465.9		1354.1
2)			(1326.5)		(1302.1)		(1124.2)		(1238.1)		(1226.6)		(1392.2)		(1773.2)		(1310.5)		(1365.3)		(1338.8)		(1511.3)		(1389.2)		(1145.2)		(1481.9)		(1370.1)
00			105		103		88		98		97		110		100		100		104		102		115		106		97		113		105
0)			(105)		(103)		(88)		(98)		(97)		(110)		(100)		(100)		(104)		(102)		(116)		(106)		(97)		(113)		(105)
		300		300		300		300		300		300		300				300		300		300		300		300		300		300	
		120		120		120		120		120		120		120				120		120		120		12		120		120		120	
		30		30		30		30		30		30		30				30		30		30		30		30		30		30	

物資名 ＼ 月別・都市別	10月 1800圓算出基礎配給數量		10月 實績概算（推定を含む） 東京		横濱		名古屋		京都		大阪		神戸		六都市平均		8,9,10月の平均 1800圓算出基礎配給數量		實績 東京		横濱		名古屋		京都	
	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
主食	292	1048	340	1221	405	1454	343	1231	392	1407	390	1400	334	1199	367	1319	310	1113	339	1217	354	1271	332	1191	350	1255
蔬菜	26.9	20.2	14.7	11.0	12.0	9.0	30.0	22.5	30.0	22.5	39.2	29.4	25.0	18.8	25.2	18.9	26.9	20.2	15.0	11.3	15.7	11.8	41.1	30.8	35.0	26.3
鮮魚介	12.9	27.1	11.6	24.4	13.5	28.4	13.0	27.3	8.0	16.8	11.5	24.2	9.0	18.9	11.1	23.3	12.8	26.9	10.7	22.5	14.9	31.3	10.6	22.3	6.8	14.3
味噌	100	19.2	101.5	19.8	995	19.2	89.5	17.4	74.5	14.4	76.5	15.0	80.5	15.6	37.0	16.8	100	19.2	122	24.6	99	19.8	89	18.0	75	15.6
醤油	2.7	5.7	1.75	3.9	2.75	5.9	3.2	6.5	0.7	1.4	3.75	7.8	3.65	7.8	2.6	5.6	2.7	5.7	1.8	3.9	2.8	5.9	3.2	7.2	3.7	7.8
油脂	403	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31
加工水産物	3.0	22.5	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	2.2	16.5	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8
罐詰	3.0	3.0	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	3.0	3.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
酒類（成年男子）	3.9	19.5	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	3.9	19.5	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0
一人一日當摂取數量 酒類を含まず		1157.7		1311.4		1547.8		1336.0		1493.0		1504.7		1291.4		1418.0		1235.5		1324.0		1384.5		1314.0		1263.3
一人一日當摂取數量 酒類を含む		(1177.2)		(1322.4)		(1558.8)		(1347.0)		(1504.0)		(1518.7)		(1302.4)		(1429.0)		(1255.0)		(1338.0)		(1398.5)		(1328.0)		(1277.1)
同上比率 酒類を含まず		100		133		134		115		129		130		112		122		100		107		112		106		102
同上比率 酒類を含む		(100)		(132)		(132)		(114)		(128)		(129)		(111)		(121)		(100)		(107)		(111)		(106)		(102)
鹽			300		300		300		300		300		300		300				300		300		300		300	
煙草 男			120		120		120		120		120		120		120				120		120		120		120	
煙草 女			30		30		30		30		30		30		30				30		30		30		30	

（說明5參照）

【說明】 1. 1800圓算出基礎配給數量の欄は1800圓基準生計費算出の基礎として見込んだ配給數量である。
2. 1800圓基礎生計費算出基礎の配給穀定量は食糧緊急對策の配給目標數量との間に性質上若干の差異がある。
3. 8月に於いて
イ 加工水産物の配給がなかつたのは相當の集荷はしつつあつたが配給規則の施行が關係方面との折衝で遲れ中旬まで配給をしなかつた爲である。
ロ 罐詰の配給がなかつたのは配給計畫の配當が當初からなかつたためである。
4. 9月に於ける油脂の配給は食糧緊急對策の一環として六大都市及び其の周邊都市に特別配給したものである。
5. 10月に於ける油脂の配給がなかつたのは配給計畫上の配當が當初からなかつたためである。

10 月

1800圓算出基礎配給數量		實績概算（推定を含む）													
		東京		横濱		名古屋		京都		大阪		神戸		六都市平均	
數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
292	1048	340	1221	405	1454	343	1231	392	1407	390	1400	334	1199	367	1319
26.9	20.2	14.7	11.0	12.0	9.0	30.0	22.5	30.0	22.5	39.2	29.4	25.0	18.8	25.2	18.9
12.9	27.1	11.6	24.4	13.5	28.4	13.0	27.3	8.0	16.8	11.5	24.2	9.0	18.9	11.1	23.3
100	19.2	101.5	19.8	995	19.2	89.5	17.4	74.5	14.4	76.5	15.0	80.5	15.6	87.0	16.8
2.7	5.7	1.75	3.9	2.75	5.9	3.2	6.5	0.7	1.4	3.75	7.8	3.65	7.8	2.6	5.6
403	12	—	—	—	—	（說明5參照）		—	—	—	—	—	—	—	—
3.0	22.5	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23	3.0	23
3.0	3.0	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3	8.25	8.3
3.9	19.5	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0	2.0	11.0
	1157.7		1311.4		1547.8		1336.0		1493.0		1504.7		1291.4		1418.0
	(1177.2)		(1322.4)		(1558.8)		(1347.0)		(1504.0)		(1518.7)		(1302.4)		(1429.0)
	100		133		134		115		129		130		112		122
	(100)		(132)		(132)		(114)		(128)		(129)		(111)		(121)
		300		300		300		300		300		300		300	
		120		120		120		120		120		120		120	
		30		30		30		30		30		30		30	

8, 9, 10 月の平均（試算）

1800圓算出基礎配給數量		實績概算													
		東京		横濱		名古屋		京都		大阪		神戸		六都市平均	
數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
310	1113	339	1217	354	1271	332	1191	350	1255	325	1167	354	1271	342	1228
26.9	20.2	15.0	11.3	15.7	11.8	41.1	30.8	35.0	26.3	34.9	26.2	27.1	20.3	28.3	21.1
12.8	26.9	10.7	22.5	14.9	31.3	10.6	22.3	6.8	14.3	10.3	21.6	8.5	17.9	10.3	21.6
100	19.2	122	24.6	99	19.8	89	18.0	75	15.0	77	15.6	80	16.2	90	18.0
2.7	5.7	1.8	3.9	2.8	5.9	3.2	7.2	3.7	7.8	3.8	8.5	3.7	7.8	3.2	6.9
100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	30
2.2	16.5	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8	1.3	9.8
3.0	3.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
3.9	19.5	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0	2.8	14.0
	1235.5		1324.0		1384.5		1314.0		1263.1		1253.6		1377.9		1340.3
	(1255.0)		(1338.0)		(1398.5)		(1328.0)		(1277.1)		(1297.6)		(1391.9)		(1354.3)
	100		107		112		106		102		101		112		108
	(100)		(107)		(111)		(106)		(102)		(101)		(111)		(108)
		300		300		300		300		300		300		300	
		120		120		120		120		120		120		120	
		30		30		30		30		30		30		30	

配給數量の欄は1800圓基準生計費算出の基礎として見込んだ配給數量である。
費算出基礎の配給豫定量は食糧緊急對策の配給目標數量との間に性質上若干の差異がある。

物の配給がなかつたのは相當の集荷はしつつあつたが配給規則の施行が關係方面との折衝で遲れ中旬まで配給をしなかつた爲である。
給がなかつたのは配給計畫の配當が當初からなかつたためである。
脂の配給は食糧緊急對策の一環として六大都市及び其の周邊都市に特別配給したものである。
脂の配給がなかつたのは配給計畫上の配當が當初からなかつたためである。

物資名 ＼ 月別・都市別・項目		10					
		1800圓算出基礎配給數量		實			
				東京		横濱	
		數量	熱量	數量	熱量	數量	熱量
主食		292	1048	340	1221	405	1454
蔬菜		26.9	20.2	14.7	11.0	12.0	9.0
鮮魚介		12.9	27.1	11.6	24.4	13.5	28.4
味噌		100	19.2	101.5	19.8	995	19.2
醬油		2.7	5.7	1.75	3.9	2.75	5.9
油脂		403	12	—	—	—	—
加工水產物		3.0	22.5	3.0	23	3.0	23
罐詰		3.0	3.0	8.25	8.3	8.25	8.3
酒類（成年男子）		3.9	19.5	2.0	11.0	2.0	11.0
一人一日當攝取數量	酒類を含まず		1157.7		1311.4		1547.8
	酒類を含む		(1177·2)		(1322.4)		(1558.8)
同上比率	酒類を含まず		100		133		134
	酒類を含む		(100)		(132)		(132)
鹽				300		300	
煙草	男			120		120	
	女			30		30	

【說明】 1. 1800圓算出基礎配給數量の欄は1800圓基準生計費算出の基礎と
2. 1800圓基礎生計費算出基礎の配給豫定量は食糧緊急對策の配給
3. 8月に於いて
イ 加工水產物の配給がなかつたのは相當の集荷はしつつあ
ロ 罐詰の配給がなかつたのは配給計畫の配當が當初からなか
4. 9月に於ける油脂の配給は食糧緊急對策の一環として六大都市
5, 10月に於ける油脂の配給がなかつたのは配給計畫上の配當が當

即ち配給食糧による攝取カロリーについてみると、概ね標準生計費算定の際の豫定配給量より大なる配給が確保されて來たのであつたが、尙勤勞者の家計が本年四月頃から物價の騰貴率が通貨增加率より上廻るという惡性インフレ段階にある事情の下にあつて特にやりくりの困難が加重されて來てゐることは默視できない。

1 塩需給對策要綱（昭和二十二年七月四日閣議決定）

臺灣その他東亞における塩供給圈の喪失によつて終戰後我國の塩の需給事情は惡化の一途を辿り、殊に昭和二十二年に入るや石炭事情から製塩部門に對しては一、二、三、四、五月夫々〇、〇、〇、〇、三〇〇噸という慘憺たる配炭に止まり、こゝに製塩業者に對する補償問題、塩田荒廢對策が問題となるに至り、更に輸入の狀況が必ずしも時期的數量的に安定したものでなかつた。そこで經本を中心として關係各省協議の上塩業對策の基本として塩需給對策要綱を七月四日に閣議決定し、食料塩、工業塩の最低必需量を確保するため、他の需要物資についての計畫が緒についてゐない際でもあつたが暫定的に次のような塩需給四ヶ年計畫を設定し國內塩業の維持改善及び輸入塩の確保を計ることとしたのであつた。

塩需給四ヶ年計畫

（單位 瓲）

年次	需要量		缺減	在庫增加量	所要量計	國內製塩	輸入塩	計
	工業鹽	食料塩						
二十二年度	二九〇、〇〇〇	九〇六、四四〇	五八五、四〇	一五〇、〇〇〇	一、三八五、〇〇〇	三六九、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、三八五、〇〇〇
二十三年度	三三〇、〇〇〇	一、一〇三、六〇九	七三、三九二	一〇〇、〇〇〇	一、六三八、〇〇〇	五六一、〇〇〇	一、〇七七、〇〇〇	一、六三八、〇〇〇

二十四年度	四五〇、〇〇〇	一、五二七、二二二	八四、七七八	一〇〇、〇〇〇	一、八九二、〇〇〇	六一四、〇〇〇	一、二七八、〇〇〇	一、八九二、〇〇〇
二十五年度	六一〇、〇〇〇	一、四四八、三四八	一〇三、六五二		二、一六一、〇〇〇	七〇二、〇〇〇	一、四五九、〇〇〇	二、一六一、〇〇〇

備考　一、缺減は需要量の約五%を計上した。

二、在庫は二十三年度以降需要量の約二ケ月相當額の保有を目標とし、二十二年度から二十四年度まで毎年一五萬瓲乃至一〇萬瓲づつの増加を見込んだ。

しかしその後の國内製塩及び輸入の狀況並にその食料及び工業兩部門に對する配當狀況は必しも滿足すべき狀況にはない。

（參考表）　塩需給一覽表　（單位　噸）

	昭5—9平均	20年	21年	22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
供給（實績）配當															
國内生産	六〇六	二三四	三五四	五、二三八	二、〇〇九	一、二六〇	五、四五六	九、一一〇	九 五八三	一一、四四三	一七、六一一	一九 五五〇	一三、二九一	一一、七九七	一〇、〇〇〇
輸入	七二四	四五七	四一二	五七、六八八	四二、三〇四	八三、四二五	五一、一〇四	一〇五、〇八七	七一、八六八	六九、五七三	七〇、六〇五	一五、〇〇〇	三五、六二七	三六 三三四	九七 五二一
計	一、三三〇	六八一	七六六	六二、九二六	四四、三一三	八四、六八五	五六、五六〇	二四、一九七	八一、四五一	八一、〇一六	八八、二一六	八四、五五〇	四八、九一八	四八、一三一	一〇七 五二一
食料	七六五	四八九	六四四	三七、七七六	四五、二六三	六四、二七七	二九、三一二	四七、九七五	五九、七四九	六一、五一〇	五二、三七四	六一、〇〇〇	七九、五〇〇	六五、一〇〇	八二、〇二〇
工業	四八一	一六五	一四〇	一〇、九二九	九、八〇〇	一九、一〇九	一〇、八二三	二六、六八八	一七、六六八	一八、六二〇	一一、二六四	一〇、〇〇〇	一一、一〇〇	二〇、〇〇〇	二四 五二三
計	一、二四六	六五四	七八四	四八、七〇五	五五、〇六三	八三、三八六	四〇、一三五	七四、六六三	七七、四一七	八〇、一三〇	六四、六三八	七一、〇〇〇	九〇、六〇〇	八五、一〇〇	一〇六、五三三

2　農業生産の調整及主要食糧の供出制度要綱經濟緊急對策に基づき主要農産物の生産及び主要食糧の供出を確保して食糧需給に遺憾なきを期するという供出確保目的と他方農業生産そのものが合理的計畫的に行はれるよう、しかもそれが民主的組織において行はれるようにする目的とを密接に連繋せしめて、現在の供出制度を根本的に改善することとし、八月二十六日に農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱の閣議決定を見、政府より農業生産調整法案が第一國會に提案された。この法案の内容である生産の調整については、中央、都道府縣、市町村を通ずる民主的組織によつて濾過された政府の意思が豫め耕地面積、地方、勞力をもととし、過去の作付、生産の實績をかんがえ且つ肥料等の先割當を行うことによつて計畫生産を行はんとするのであつた。この法案は審議未了となつたが若干の修正を加えた上第二國會に再び提案されることとならう。供出については右による農家別の生産計畫を基準にして農家の自家保有基準により控除した數量によつて供出割當を行ひ、追加割當はこれを行はないこととして精農に報いることとしたのである。生産調整及び供出割當における農民の意思の尊重がこの措置の最も重要な眼目であり第一次第二次土地改革と共に昭和農業改革の重要な施策の一つであると同時に現在の食糧難を克服するための國内食糧の最高度の利用のための手段でもあるわけである。この方式による供出割當は二十三年の春夏作から行うこととし、二十二年産米及び甘藷の供出及び二十二年作付の麥作についてもできるだけこの要綱による措置に準じて取り扱うこととしたのであつた。

3　昭和二十二年度米及甘藷の供出に對するリンク制實施要領（昭和二十二年九月十八日閣議決定）

政府は前記の二十二年産米及び甘藷の供出割當に先立ち九月十八日にリンク制の擴大計畫化に關する措置要綱と共にその基本方針に則つて昭和二十二年産米及び甘藷の供出に對するリンク制實施要領を閣議決定した。リンク制配給そのものには生産供出出荷促進の長所と生産資材

については特に來るべき生産が過去の生産供出出荷に制約されるという短所とがあるので、その間の調整を圖りつゝ最も有效且つ合理的に行はねばならないが、主要食糧の供出確保は現在の食糧狀勢の續く限り、至上命令であり、政府としてはこの窮乏經濟下においてではあるが、できる限りの生産資材及び消費材を集めて供出農家に供出又は超過賣渡とリンクしてこれを配給することとした。更らに十一月十四日國內的には最後的な追加として、肥料、繊維品等を供出完遂と超過賣渡にリンクして特別配給することとし、供出對策を强化した。

右の二回に亘る本年産米及甘藷の供出又は超過賣渡に對してリンク配給する物資別割當數量及び最近における出荷、配給の實績を次に示す。

供米報奬用リンク物資府縣別割當出荷・荷受及配給狀況表

(22年2月10日現在)

種別	單位	割當 1	出荷 2	荷受 3	配給 4	比率 2/1 %	比率 3/2 %	比率 4/3 %
作業衣	着	2,000,000	1,742,238	1,396,208	560,109	87	70	40
繊維地下足袋	反	2,757,000	1,574,081	941,195	262,950	57	34	19
手袋	足	856,677	856,677	841,820	674,688	100	99	80
ゴム長靴	〃	2,000,000	1,935,820	1,370,182	593,023	97	69	23
ゴム長靴	〃	15,000	13,509	13,167	9,114	90	88	61
	〃	120,000	117,383	166,739	77,889	98	89	73

種別	單位	割當 1	出荷 2	荷受 3	配給 4	比率 2/1 %	比率 3/2 %	比率 4/3 %
ゴム車輛	〃	195,000	195,000	179,700	111,471	100	92	62
自轉車タイヤ	本	100,000	95,790	73,822	45,401	96	74	62
自轉車チューブ	〃	100,000	94,210	72,980	45,279	94	73	62
リヤカータイヤ	〃	15,000	15,000	13,006	8,092	100	87	62
リヤカーチューブ	〃	15,000	15,000	13,200	8,014	100	88	61
酒	石	114,064	—	—	38,998	—	—	—
煙草	1,000本	255,395	—	—	195,512	—	—	—
サッカリン錠		2,029,200	1,356,900	871,150	324,857	167	43	37
砂糖	噸	12,561	7,611	3,990	1,756	61	32	44
木炭	俵	785,000	231,211	231,211	196,467	29	29	85
自轉車	足	42,000	47,000	46,199	12,392	100	98	37
リヤカー	〃	1,500	280	165	80	20	11	48
ゴム半長靴	足	2,500	1,985	1,621	150	70	55	9
		60,000	60,000	56,237	39,298	100	94	70

4 生鮮食料品確保に關する緊急具體措置（昭和二十二年十一月十八日閣議決定）

生鮮食料品については、その問題の重要性から些か精細に敍述したが、終戰後の昭和二十年十一月二十日に生鮮食料品に對する配給及び物價に關する統制を撤廢したのであつたが、一般物價の昂騰、ヤミ市氾濫の原因となり極度のインフレが押し寄せた感があつた。時期を同じくして商工省關係の生活必需品についても統制撤廢論が生じたのであつたが、生鮮食料品統制撤廢後の狀勢に鑑みてその實施を見るに至らなかつた。このような情勢のもとで政府は二十二年

二月十七日再び生鮮食料品を統制することになり、食糧緊急措置令第九條に基き三月十六日に勅令第百四十五號水産物統制令を、七月三十一日には勅令第二百四十七號青果物統制令を公布施行し、價格統制も三月三日の物價統制令によつて實施することとなつた。この再統制において蔬菜については消費地における價格差を補給するため四億圓の豫算を計上して、集荷につとめ、統制撤廢後の混亂の收拾に努力したが、特産地の育成が緒につかぬため滿足すべき成果を收め得なかつた。七月一日の食糧緊急對策において蔬菜については七月中は三日に六十匁程度八月—十月は二日に六十匁程度、鮮魚については三日に三十五匁程度という配給確保の目標を掲げ、又割當切符制度を整備強化し、農林大臣の出荷計畫の設定、出荷機關及び集荷機關の一定の資格基準に基づく登錄制、一定數以上の消費者の購入希望により選定する小賣業者の登錄を根幹として先に八月十六日に公布施行された鮮魚介配給規則のほか更に八月一日より農林省令第六十二號加工水産物配給規則並に農林省令第六十三號青果物及び漬物配給規則を施行し、生鮮食料品の流通秩序を確立することとした。鮮魚及び加工水産物については先に述べたように政府の意圖した所に對する入荷の實績についてみると中京地區京阪神等において若干見るべきものがあつたにかゝはらず、京濱地區は九月水害の突發のため目標の達成ができなかつた。總體的には入荷は生産出荷に對する燃油、肥料等のリンク配給によつて概ね順調であつたのであるが、入荷後の横流れ殊に荷受機關—小賣—家庭のルートにおいての秩序が亂れ、八、九月の入荷量中、家庭配給に計畫したものの中、蔬菜は約一割、鮮魚介は約二割しか公定價格による家庭配給がされていない場合もあつたのである。七月の新しい賃金水準一、八〇〇圓問題から全遍、國鐵、全官勞等の中央勞働委員會への提訴があり生活物資の配給確保についての問題

が大きく浮び上り政府においても一部の論者から實質賃金充實の方法として主食の加配を現行の肉體勞務者以外に擴大し、事務職員殊に官公吏等にもこれを行うこと等が主張されたのである。主食事情の見透しが困難であり且つ他の加配を受けていない重要産業の現場勞務者との均衡の問題もあるのでこれをとりやめ他方、勤勞者の生計費においてその負擔の割合が衣料品、家庭燃料と並んで大きい生鮮食料品の流通秩序を更に一層確立することとし、このために、生鮮食料品の生産、出荷に努めるは勿論、入荷後の家庭に至るルートの秩序化を目途として斷乎として强力な施策を講じることが十一月一日の昭和二十二年度生活物資需給計畫決定の閣議において、全閣僚の一致した意見となつた。直ちに内閣に生鮮食料品についての流通秩序確立のための次官會議が設けられ、數次の眞劍な討議を經て十一月十八日に生鮮食料品確保に關する緊急具體措置の閣議決定を見た。その内容を概略述べると、

一、計畫入荷の確保・促進のためのリンクの配給の改善及び擴大、出荷の指導監督の强化のための農林省駐在官の設置、地方經濟安定局經濟査察官の監査、計畫輸送の强化、特別輸送の場合における超過運賃、その他必要な經費の國庫負擔制、大消費都市における製氷冷凍施設の新設及び補修等

二、計畫配給の確保のための指圖分荷機構の整備確立、中央市場内の秩序の確立、特に臨機農林省當局の責任者自ら市場に出張して行う現場指示、登錄小賣業者に消費者の彈劾

三、自給菜園の强化等

更に生鮮食料品對策が獨立した對策として自己完結的なものではないことの認識に立脚して他の重要施策特に購買力の撒布の防止と浮動購買力の吸收に萬全を期すること、一般に闇取引による不正利得に對して嚴重な課稅をすること、小運送の㊙運營を確保すること、

料飲店閉鎖の措置を履行すること及び官公職員の生鮮食料品統制に對する怠慢に必要措置をすることが附帯して決定された。

右の對策の完遂を期し、政府においては十一月二十七日全國の都道府縣知事の會議を招集し、本對策に對する協力を懇請すると同時に、政府の決意を明にしたのであるが、連合軍總司令部經濟科學局價格配給課長アルバート氏も特に、連合軍最高司令官の指令第三號に對して、中央及び地方の責任者の注意を喚起し、官公吏の無氣力、無關心については斷乎たる措置がとられるべきであり、且つ連合軍最高司令官は關係の強い決意を有していることを強調し、中央、地方相共に協力して、この生鮮食料品對策の強力な實施を期することとなつた。

尙この生鮮食料品確保に關する緊急具體措置によつて、蔬菜、鮮魚加工水産物の生産、出荷を促進するために採用されたリンク制配給の改善及び擴大は、前述の九月十八日のリンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱に基いて措置されたものであることを附言する。

その後本緊急具體措置の效果を六大都市の一日入荷量の變遷に見ることとする。

一 統制強化前後の入荷の足どり

(一) 六大都府縣指定消費地域 (內事局無電、東京のみ荷受團合會)

	東京	大阪	名古屋	横濱	京都	神戸
標準要入荷量	(135,000)	(69,000)	(30,000)	(39,000)	(33,000)	(36,000)
12月 1—14 ave (除休日)	211,557	27,610	28,628	39,179	27,963	59,578
15—31 〃 (〃)	74,173	53,657	20,343	18,367	22,015	39,053
1月 1—10ave (除休日)	162,396	28,662	10,045	7,141	13,123	23,223
11—20 〃 (〃)	137,927	65,938	36,725	28,866	26,682	37,235
21—31 〃 (〃)	186,790	64,668	72,526	28,606	23,414	46,294
2月 1—10 〃 (〃)	300,706	193,319	119,201	52,888	133,218	123,228
11—20 〃 (〃)	248,135	—	80,956	72,584	94,977	—
11	494,050	510,121	134,800	64,700	87,842	179,124
12	257,550	406,950	60,130	45,200	103,757	258,788
13	230,250	272,217	82,408	39,700	100,576	70,158
14	244,440	248,034	60,600	29,900	100,219	19,750
15	223,250	283,340	50,000	33,750	92,743	58,738
16	121,850	176,064	120,000	48,440	107,048	83,561
17	178,900	217,472	81,265	108,385	115,664	97,755
18	207,500	284,035	116,023	132,000	133,947	159,034
19	254,450	—	—	—	—	—
20	269,150	—	—	—	—	—
21	263,050	—	—	54,000	193,947	—

(二) 東京の入荷前年同期比較 (東京都中央卸賣市場)

(單位 貫)

	本年度 (a)	前年度 (b)	a/b
12月 1—14 (除休日)	211,557	217,393	97 %

	15—31	(〃)	74,173	
1月	1—10	(〃)	124,208	132,019
	11—20	(〃)	114,446	
	21—31	(〃)	149,517	
2月	1—10	(〃)	236,958	
	11—20	(〃)	243,127	
	11		498,861	
	12		245,547	
	13		224,783	
	14		279,784	
	15		223,429	
	16		121,351	
	17		175,057	
	18		200,843	
	19		246,108	
	20		255,502	
	21		253,895	

5 主要食糧の集荷及び配給制度要綱（昭和二十一年十一月二十八日閣議決定）

主要食糧の集荷及び配給の流通秩序確立は、すべての統制物資の流通秩序確立に先立つて強行しなければならない重大問題であるが、先に決定された農業生産の調整及び主要食糧の供出

			35	
		61,994	201	195
	66,863	60,873	188	
		75,829	197	
		78,743	364	
		115,684	211	
		170,321	292.9	
		120,200	204.5	
		140,541	215.2	
		153,978	155.6	
		89,643	249.2	
		86,024	141	
		80,600	217.2	
		120,235	166.5	
		178,209	138.1	
		17,184	149.4	
		13,607	186.7	

制度要綱に基いて臨時農業生産調整法案を國會に提出し、生産及び供出割當の合理化、農民の生産及び供出意欲の昂揚を圖ることを期し、更に主食流通機構全體の改變を期し、主食食糧の集荷及び配給制度要綱を十一月二十八日に閣議決定した。

この要綱は、經濟民主化の一般的方針に從い集荷面においては全國農業會の一元集荷をとりやめ、配給面においては從來の私的獨占機關、即ち地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社、日本澱粉株式會社その他加工輸送に關する商工協同組合を解散し、その重要な機能を政府機關である主要食糧配給公團及び食糧管理特別會計において執行し、併せて購入切符制度を勞務者向配給に擴充する等の措置を講ずることゝしたものであるが、右の決定に基いて食糧管理法の一部改正により主要食糧配給公團を設立すべく法案を第一回國會に提案し十二月九日その成立を見、二十三年二月二十日その設立を見るに至つた。

ロ、衣料品關係

衣料品については消費者の手持品の活用及び戰時中からの國內在庫の拂出が既に限界に達し、昭和二十二年度においては專ら新規製品によつて需要を充さねばならない段階に達したのであるが生糸については　その輸出品としての將來性に若干の危惧を懷かざるを得ない點もあるものの、綿スフ、人絹については何れも現在我が國の輸入力蓄積のために多大の貢獻をしている輸出品の大宗であり、終戰後昭和二十二年三月末までに、我が國の總輸出額二一、一三九、〇〇〇千圓のうち、一三、四四四、〇〇〇千圓を占めているのであり、輸出産業としてのこれら纖維の重要性は更にその重きを加えつゝある現狀であり、國內消費向と輸出向との調整という極めて困難な課題を解決せねばならないこととなつた。

纖維産業再建委員會（二十一年八月十六日設

立）が商工大臣の諮問に應じて二十一年九月十八日に答申した繊維産業再建三ケ年計畫においては、生産、輸出、設備復元等について精細な計畫を展開し、國民一人當消費量を第一年度（昭和二十一年十月より昭和二十二年九月迄）三封度、第二年度五封度、第三年度六封度とし、更に國民最低衣料必需量は一人當一年一〇封度としたのであつた。その後連合軍司令部は昭和二十二年二月七日の日本政府宛の覺書「綿紡績の生産能力に關する件」によつて綿紡績四〇〇萬錘再建の許容を政府に對して與え、更に昭和二十二年四月四日には同じく覺書「人造繊維の生産能力に關する件」によつて、年間一五萬米屯再建の許容を與え、繊維産業再建の爲の基盤は一應整えられたのであつたが、原材料關係より生産は右三ケ年計畫のとうりには進捗しなかつた。そこで政府は二十二年六月十一日の經濟緊急對策において國内消費の壓縮、輸出の振興という基本方針を決定し、國内消費の最低限と輸出振興との調整を生産配給兩面に亘つて行うこととしたのであるが、更にその具體化として八月二十九日に繊維緊急對策を決定し、

一、輸出振興のために

（一）人絹糸生産の飛躍的增强を期し下半期生産計畫を、上半期計畫の二倍とする。（著者註卽ち二〇〇萬封度の下半期計畫を樹てたが、現在は各種事情の變更により一二四、七百萬封度に計畫を改訂して實施している）

（二）綿糸紡績設備の復元目標四百萬錘

（三）右に要する資材、動力、資金の確保

二、緊急國内消費の充足

生産資材としての繊維の確保、重要産業勞務者の作業用品、妊産婦、乳幼兒、學童、引揚者その他の困窮者のために必要な衣料品、並に一般消費者向として縫糸、補修布、靴下、足袋、手拭及びタオルの供給に重點を置くこと。

三、生産及び配給の計畫性の强化、割當及び配給方針の刷新を昭和二十二年十一月十九日公布の内閣訓令第十號指定生産資材割當手續規程及び昭和二十二年二月十日公布の内閣訓令第三號指定配給物資配給手續規程に基いて行う。

等廣汎な對策を執るとしたが、次いで九月十日には前期の内閣訓令第三號に從つて商工省令第二五號衣料品配給規則を公布施行し新割當切符制を實施行し消費者の選擇による小賣業者の登錄制、一定の資格能力に基づく卸賣業者の登錄制、販賣業者の各段階に對する割當切符制の適用等をすることとなつた。この實施に至るまで配給を停止されていた二十二年度の衣料品の配當がこの實施により本年の下半期に集中的に配當されることとなり、一般用としては一人當、縫糸一〇匁、補修布一萬ヤール、足袋又は靴下一足、手拭又はタオル一本、その他前述の各種對象別に供給力の許す範圍内でできるだけ確保することとなつたが、昭和二十二年度の衣料品の供給は極度に低く國民總平均一人當を算出すると昭和二十一年度の二、〇三封度より低く一、八二封度にしか當らない。民生用として最も重點を置いたのは、勞務者作業用品であるが、これすら受配勞務者二一、五〇〇千人に對して作業衣が一人當〇、八着、作業用手袋が一人當〇、八双の計畫が辛うじて樹つた情況であり、下半期を大半經過した今日、この計畫遂行に若干の危惧があるので目下鋭意供給力撚出に努力中なのである。

ハ、家庭燃料關係

木炭、薪、煉豆炭、炭田、電力、瓦斯等の家庭燃料については、林力の消耗、石炭供給の不足その他諸般の事情から殊に嚴冬の最需要期に當つて國民の最低需要すらこれを充し得ないで、終戰後二回の冬を超して來たのである。薪炭はその供給力が戰前の三割減、しかもガソリ

ン不足のため自動車用配當がその供給中に占める割合において戰前の三割から四割に增加していることと、電熱使用は普及したものの渴水期においてはその使用の規制を行はねばならないことのため、昭和二十二年度においても拱手して需給事情の改善を待つ譯には行かないので、昭和二十二年度下半期家庭燃料確保對策を十一月十八日に正式決定するに至つた（本對策は日本政府としては九月十六日に既に意思決定した上、連合軍司令部に對して行つたガソリンの輸入懇請以外の點については逐次實施に移して來たのであつた）その施策は、全國を八地區に分ち、その平均的氣溫分布狀況に應じ更に電力、瓦斯を含め家庭用燃料を綜合調整した需給計畫とその實施方策とからなる。卽ち薪炭の生產及び供出對策、煉豆炭の大消費地集中生產の實施殊に九月十八日閣議決定のリンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱に基づく主要食糧、作業衣袴、作業手袋、塩、酒、煙草、地下足袋等の薪炭、その他加工炭の生產供出に對するリンク配給の實施、輸送の確保等から成る。この對策において、政府が目標としたところを六大消費地域における標準（五人家族）世帶當平均に見ると次の通りであつた。

（單位木炭換算表）

都府縣名	市名	薪炭加工炭	電氣瓦斯	計
東京	東京都市部一圓	五・六	三・四	九・〇
神奈川	〃	七・二	一・八	九・〇
愛知	〃	六・五	二・五	九・〇
京都	〃	五・六	三・四	九・〇
大阪	〃	六・二	二・八	九・〇
兵庫	〃	六・五	二・五	九・〇

政府は十一月一日閣議決定の昭和二十二年度生活物資需給計畫においても右の下半期計畫を再確認したのであつたが、冬期の近づくに從い

現下のインフレ下に耐乏生活を續けている勤勞大衆の生計費の輕減卽實質賃金の充實の見地から家庭燃料の配給を確保することが、喫緊の要事とされ、先にのべた生鮮食料品とともに數次の次官會議の議を經た後十一月二十五日に薪炭、煉豆炭の確保に關する緊急具體措置の決定を見、最低必需量をできるだけ薪炭、煉豆炭で確保することを目途とし、輸送力の優先充當と薪炭移出縣における地元需要に對する薪の充當煉豆炭の六大都市重點生產確保のための專用線設置等をはかることとし、特に補完措置として瓦斯用石炭の配當增に努めるものとした。

二、生活物資の勤勞者向特別割當及び特別配給

勤勞者向物資の割當及び配給については、勤勞者の勞働力再生產こそが何よりも大切な經濟再建の基盤であるのに鑑みて、政府においては勤勞者に對して、一般配給のほかに生活物資の割當及び配給を行つて來たのであつた。卽ち主要食糧を始め生活物資全體の需給逼迫をこの窮乏經濟において直ちに飛躍的に改善することは不可能であるが、他方加重するインフレの壓迫は勤勞者の勞働力再生產を困難にしつつある情況に在るので政府は、原材料の競合需要部門又は一般民生の最低限確保との調整を圖りつつ重要な產業役務の勞働者に對して、その產業役務の重要性を勘案しつゝ且つ誠實な勤勞に報いることをも併せ考えてできるだけ實質賃金を充實するよう配給物資を割當及び配給する方針をとつて來た。特に從來の配當計畫が物資別に且つ時期的にも臨機にバラバラに行はれていたのを本年度を通じて綜合化計畫化し、十一月一日の昭和二十二年生活物資需給計畫において一般民生用、その他の特殊用途向と同時に產業役務の勞務者に對する生活物資配當計畫をし、特に十一月以降の配當計畫に重點を置いて決定したのであつた。

右の計畫は、從來の個別計畫における各物資の勞務者優先主義を堅持して綜合化したもので

あり、主食、味噌、醤油、油脂、酒類、煙草、塩、作業衣、作業用手袋、地下足袋、總ゴム靴、手袋、石鹸等についての計畫を含むが、本計畫を一見すれば勤勞者に對して、政府が如何なる見地に立つてこれを行つたか明かとなるのであつて、その事實を示すため端的な例として主要食糧と作業衣の配當につき本計畫の內容の一班を次に述べることとする。

一、主要食糧については、年間を通じ一般配給の一日一人當配當の所謂二・五合の規準配當量のほか、石炭鑛業坑內、四・五合、坑外三・五合、鐵鋼業中銑鐵その二合、二次製品一・五合、化學肥料二・五合、電力中火力特定工場二・五合、遞信一・二合、國鐵一・五合、船員二・五合、その他約七〇業種の產業役務について夫々加配があることとなつており、約七〇〇萬人の加配勞務者に對して、平均約一・五合の加配があるわけである。更に政府が行つている昭和二十一年七月より昭和二十二年六月迄の一九三萬噸の輸入懇請が實現する場合には、現在の加配量の增加、新規二七業種の加配對象追加を行うことが考慮されている。これによつて主食による攝取カロリーは、普通人の一、二四六カロリーのほかにそれ〴〵石炭の坑內夫二、二六四カロリー、坑外夫一、七六一カロリー、鐵鋼中銑鐵その他一、〇一六、二次製品七五五、化學肥料一、二五八、電力中火力特定工場一、〇一六カロリー、その他七五五カロリー、遞信六〇四カロリー、國鐵七五五カロリー、船員一、二五八カロリー等となるわけで、ヨーロッパにおける敗戰國の炭坑夫の攝取食糧が一、五五〇カロリー（一、八五〇カロリーになる可能性あり）にしか當らないという事實が報ぜられたこともある點を併せ考えられたい。

二、作業衣については、一般人に對する割當はなく凡て勞務者用として割當てられるのである

が、その生產には特段の意を用い、昭和二十一年一三、五七九千着（含紺織）の供給に對し先に述べた如く民生用衣料品の總供給力が減少するにもかゝはらず二十二年度においては國民一人當一・八二封度の供給力から一七、二〇〇千着（含紺織）の供給をするべく努力しており、受配勞務者約二一、五〇〇千人に對して一人當〇・八着即ち一・二封度程度はこれを確保することとしておる。この割當ては、新しい割當切符制度の實施が遲れたため、本年の下半期に集中して行はれてゐることは先に衣料品關係について述べた通りである。

右のような勞働者向物資の割當及び配給について、關係官廳の割當及び配給の手續についての事務調整を明確化、組織化するため、政府は二月十日の指定配給手續規程に基づく措置として十月一日勞務用物資の割當及び配給の手續に關する件を經濟安定本部第一、第二、第三副長官より各省次官宛に依命通牒し、割當權は物資配給所管官廳がこれを行使し、その決定にあたつては生產及び勞働關係行政廳の要請を受けて行うこととし、且つ購入通帳の交付事務を必要に應じ勞働關係行政廳に委託することとして、割當配給行政と勞働行政との吻合の道を開いた。

右のような勞働者向配給の一般原則の樹立、實施の過程において製鋼用重油の輸入の實現に對應して措置した重點鐵鋼工場に對する勞務加配米の直配制實施（六月十二日）電力事情に對處するための九州、山口地區火力發電所用主要食糧確保措置（七月二十八日）硫化鑛增產對策の一環としての硫化鑛山に對する勞務加配確保措置（九月二日）石炭增產のための食用油、砂糖等の特配措置（十二月二十九日）嚴寒期における鐵道貨物輸送緊急事態に對する應急措置（二十三年一月十七日）船員食料確保に關する特別措置の件（二十三年一月二十一日）稅務官署徵稅關係現場職員に對する主食の臨時特配につい

て（ESB二月四日）等を講じて來た。

右のような生活物資の供給の確保對策の成否は勞働力の再生産實質賃金の充實に重大な關係があり、勤勞者の要求も亦、こゝに集中されている現狀であり、できるだけその確保に努力しなければならぬが、他方、インフレの進行は、物資配給確保のための經濟統制自體を崩壞させ、又同一物量或いわそれ以上の正規配給を確保し得ても生計を困難ならしめる契機を有つものである。インフレ對策として拔本的なものが要請される所以である旨をこゝに附言する。

ホ、料飮店等緊急對策

先に經濟緊急對策に基づく食糧緊急對策について述べたように、本年七月以降の端境期に直面して積極的には食糧緊急對策により食糧全般に亘る供給增强策を講じたが、當時の七―十月二三〇千石噸の不足見込の補塡は輸入食糧に依存するほかなく、その實現のためには國內食糧の最高利用が先づ第一の前提であることは指令第三號でも明らかな所であり、外電も闇食糧の消費を輸入食糧で補充する必要はないと報じており、この間の溫床であり更らに一部富裕階級の奢侈的生活に對する勤勞階級の不滿の對象である料理飮食店を休業させるため、政府は、料理飮食店等緊急對策を六月二十四日に閣議決定した。次いで七月一日政令第百十八號の施行となり、七月五日以降十二月末迄外食券食堂、旅館、喫茶店等を除いた料理店、飮食店を休業させることとなつた。

その後、八、九、十月における輸入食糧の大量放出によつて主食事情は緩和されたが、新米穀年度を迎え、更らに來年六月末までに約八〇萬噸の輸入懇請をする必要のある今日、この對策の續行は絕對に必要であり、政府においては十二月二十九日政令第三百十四號を以てこの措置を昭和二十三年二月末日迄延期、更に二月二十八日政令第四十四號を以てこれを四月末日まで延期することとした。

三、むすび

以上の如く生活物資に關聯して綜合的對策から個別對策に至る幾多の措置が現下の深刻化しつゝあるインフレ經濟における國民の苦しみを若干でも緩和させるために物價、賃金に對する諸施策と共に併せ講ぜられ來つたのであり、その努力は今後も續けられるであらう。政府は右のような措置を通じて國民の物資生活の充實を期しつゝ他方昭和二十二年における國民の物的生活が現實に如何なる情況にあるか卽ち可能な諸施策を前提としつゝ生活物資の主要なものについて國民生活水準は如何なるものであるかを國民に示すと同時に政府の諸施策を出發點とするために昭和二十二年十月七日に昭和二十二年度生活物資需給計畫設定要領を決定し、これに基き經濟安定本部を中心として策案の上十一月一日に未曾有の規模において綜合的な生活物資需給の俯瞰圖を定めるに至つた。卽ち昭和二十二年度生活物資需給計畫がこれであるが、これによつて政府は先づ主要食糧については、國內的に凡ゆる努力を傾け、主要食糧農產物の完全供出闘の撲滅を計り、その最高度利用に努めると同時に輸入必要量卽ち昭和二十二年七月より昭和二十三年六月末迄に一九三萬トンの輸入を確保すれば二・五合の基準配給を維持し、又必要な勞務加配の擴大措置が可能である事を明にし、直ちに連合軍總司令部に對して正式の輸入懇請を行つたのである。副食、衣料、家庭、燃料、日用品の主要を物資についても夫々本計畫において政府が現在の政治、行政の能力の限度において統制的に把握しうる生產、配給、消費の月別又は四半期別に昭和二十二年度を通じた計畫を明にしたのであつた。計畫は極めて技術的に構成せられたものであるので全般的な說明は省略し、その結果の要約のみをこゝに述べるが、昭和二十二年度の國民の物的生活水準は、凡て極度の耐乏を餘儀なくされるとはいえ、昭和二十一年に比すると食糧、家庭燃料において

若干の向上が見られるのであつて、昭和五―九年の國民一人當の生活内容を一〇〇として昭和二十一年と昭和二十二年とを比較すると、

	昭和二十一年	昭和二十二年
食糧	一日 一、四九七カロリー（六七）	一、六六七カロリー（七四）
衣料	年 二・〇三ポンド（一四）	一・八二ポンド（一三）
家庭燃料	木炭換算 二・八二俵（五一）	三・〇七俵（五六）
日用品	地下足袋 年 〇・二足（五〇）	〇・一足（二五）
	鱗 寸 一日 四・一本（六一）	三・九本（五八）
	石鹸 四ケ（一二）	二ケ（六）

となる。右の様な生活内容が本年度を通じて統制的に我々に與られているのであるが、この配給統制によつてもたらされる生活物資と更に政府の把握していない闇物資及び自由物資が加はつて、我々の物的生活内容の全體を構成している。通貨面から來るインフレに抗して、この惡化性の最大の阻止要因が、この配給統制によつて家計に送りこまれる物資にあることを考慮するとき必要なる物資の配給統制及び闇の撲滅のためには、更らに努力が續けられて行かねばならないことは明らかである。しかし他方インフレ自體は又この配給統制の效果的遂行を阻害する要因でもある。物價と賃金と物資とが相俟つて生活内容を立體的に構成していることを考え併せるとき、物資だけの立場からのインフレ抑制乃至は克服又言葉を換へて國民生活の安定ということには自ら限界があることは明らかである。

物的には、先にも述べたように、昭和二十二年度は昭和二十一年度よりも若干の向上をしている。それにもかかわらずインフレの惡性化に從い、特に昭和二十二年四月以降物價の騰貴率が通貨增發率を上廻るようになつてからの家計の苦しみは實質賃銀のいちじるしい低さのため主食の遲配が解消した十一月以降においても、勤勞階級、都市消費者にとつて耐え難いものとなりつつある。これは勞働不安、社會不安の大きな原因の一つである。しかも通貨の增發は昭和二十二年の若干の騰勢强化（賃銀や生計費に比して）にもかゝわらず、新年度を迎えての危機は樂觀を許さぬ狀態である。

政府のとりつつある石炭、鐵鋼その他基礎産業の培養、回轉資金の運用等が、生産資材面において效果をあげ、それが更らに消費材生産にまでプラスの影響を及ぼすためには相當長期の時間的ズレが考えられるから、これら産業に從事する勤勞階級の勞働生産性を維持するための物資の確保は賃金と共に所謂傾斜生産と同一歩調をもつて行はなければ、傾斜生産自體の目的達成を不可能にする契機を含むものといわざるを得ない。敗戰後現在に至るまで民生安定のための物資供給といえば、食糧と家庭燃料の二大問題であるとされて來たのであるが、この二つは今後もその重要性を失はずに存續し、更らにこれに作業用品としての衣料品、日用品の問題が加つて來るのが將來の生活物資對策の在り方であろう。たゞ先にも一言したように物資對策だけでは民生安定は不可能である。物價賃金及び物價對策の全體が働く場合である現在のインフレを克服するために有效なる根本的方策がそのために必要な諸條件の成熟と共に與えられるまでは、凡ゆる物價賃金及び物價に關する施策がインフレを抑壓しつゝ、それによつて效果を削減されつゝけることであらう。

最後に前述の昭和二十二年度生活物資需給計畫上の生産計畫とその實績の一覽表をかゝげ、

昭和22年度重要生活物資生産供出輸入等の計畫量とその實績及び今後の見込

（昭和23年3月3日 經本生活物資局）

物資名	單位	年間計畫量	比率	實績（自4月至12月）	比率	今後の見込（自7月至3月）	比率	年間實績推定（自4月至3月）	比率	備考
米	米石	31,939,000	100	23,724,406	74	9,071,039	29	32,795,445	103	政府收買數量についての計畫及びその實績である
大麥・裸麥・小麥	米石	5,321,000	100	5,465,150	103	23,500	04	5,488,650	103	
麥代替豆類	米石	—	—	80,727	—	3,100	—	83,827	—	
雜穀	〃	1,807,000	100	831,194	46	941,456	52	1,772,650	98	
米代替甘藷	千貫	—	—	908,753	—	—	—	908,753	—	
甘藷	〃	588,771	100	553,377	94	108,071	18	661,448	112	
馬鈴薯	〃	262,501	100	290,645	111	250	01	290,895	111	
澱粉（穀類）	〃	34,541	100	目下調査中	—		—			
輸入食糧	米石	13,149,000	100	10,632,373	81	3,333,000	25	13,965,373	106	
主食代替輸入繊維										

大豆 輸入丸大豆	噸	119,776	100	9,986	8	27,000	23	36,986	31	
大豆 輸入大豆粉	〃	69,000	100	90,945（一部推定）	132	34,000	49	124,945	181	
大豆 國內產	〃	62,604	100	73,187	117	10,000	16	83,187	133	
味噌	千貫	59,462（全國）	100	41,820（全國）	70	13,000（全國）	22	54,840（全國）	92	生產の計畫とその實績である
飲用牛乳	石	323,430	100	217,574	67	70,000	22	287,574	89	
煉粉乳	函	939,602	100	720,198	77	200,000	21	920,198	98	
育兒食	封度	12,000,000	100	3,999,613	33	3,600,000	30	7,599,613	63	
蔬菜（六大都市）	千貫	113,561	100	107,838	95	28,100	25	135,938	120	集荷の計畫とその實績である
鮮魚介（六大都市）	〃	60,000	100	43,342	72	18,497	31	61,139	103	
加工水產物	〃	18,400	100	13,110	71	4,370	24	17,480	95	
塩 輸入	噸	1,024,053	100	604,000	59	300,000	29	904,000	88	
塩 國內	〃	199,053	100	108,862	55	23,000	11	131,862	66	
醬油	石	2,185,419	100	1,293,417	59	500,000	23	1,793,417	82	
砂糖 輸入	噸	679,374	100	681,539	100	1,360,000	201	2,041,539	301	
砂糖 國內	〃	138,805	100	73,780	53	0	0	73,780	53	
靴下又は足袋	千足	10,500	100	2,946 4/6	28	7,553 6/6	72	10,500	100	
毛布	千枚	1,250	100	1,250	100	0	0	1,250	100	
寢具	千組	500	100	364	73	178	35	542	108	
蚊帳	千張	400	100	240	60	98	25	338	85	

木炭	千噸	1,305	100	865	66	450	35	1,315	101	政府收買數量の計畫とその實績である
普通薪	千層積石	22,080	100	12,971	59	8,500	38	21,471	97	
瓦斯用薪	千噸	360	100	223	62	75	21	298	83	
煉豆炭	〃	562	100	360	64	120	21	480	85	生産の計畫とその實績である
炭團	〃	106	100	75（推定）	71	25	23	100	94	
電力	千KWH	1,320	100	941	71	240	18	1,181	89	配給の計畫とその實績である
瓦斯	千立方米	137,757	100	130,319	95	45,000	32	175,319	127	
マッチ	マッチ噸	189,856	100	137,494	72	54,000	29	191,494	101	生産の計畫とその實績である
石けん	噸	7,807	100	4,691	60	2,033	26	6,724	86	
電球	千個	71,800	100	66,702	93	29,000	40	95,700	133	
ローソク	梱	6,400	100	3,510	55	4,000	62	7,510	117	
地下足袋	足	10,483,000	100	8,458,900	81	2,165,760	20	10,624,660	101	
總ゴム靴	〃	3,495,000	100	3,125,910	89	530,551	16	3,656,461	105	
自轉車タイヤチューブ	噸	1,840	100	1,492	81	342 9/10	19	1,834 9/10	100	
三輪車タイヤチューブ	〃									
リヤカータイヤチューブ	〃									
ベケツ	千個	800	100	355	44	300	38	655	82	

鍋（銑鐵）	〃	200	100	102	51	58	43	187	94	
〃（アルミ）	〃	3,700	100	1,469	40	450	12	1,919	52	
釜（銑鐵）	〃	100	100	33	33	15	15	48	48	
〃（アルミ）	〃	3,280	100	540	16	60	2	600	18	
革靴	千足	1,500	100	1,113	74	450	30	1,563	104	
洋傘	千本	1,200	100	390	33	217	18	607	51	
クレヨン	千打	489	100	629	131	400	83	1,029	214	
字消ゴム	千個	57,220	100	32,988	58	19,329	30	52,317	91	
學用ノート	千册	63,040	100	49,101	78	18,230	29	67,331	107	

割當事務庁
譲渡図書

生活物資關係諸對策集

昭和二十三年四月二十五日　印刷
昭和二十三年四月三十日　發行

實費頒價百五十圓

不許複製

編輯兼發行人　經濟安定本部生活物資局

印刷所　東京都板橋區板橋町五丁目六百九十五番地　新民印書館

印刷人　外川文平

發行所　東京都新宿區矢來町八十九番地　株式會社聯合出版社

聯合出版社